

Iiyama City Basic Plan for General Waste Management

FY2026  FY2030

飯山市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案)

令和 8 (2026)年度～令和 12(2030)年度



令和 8(2026)年 月
飯 山 市



— 分別・排出 —

CONTENTS

第1部 総論

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 市の総合計画との関係	1
4 計画対象区域	3
5 計画の範囲	3
6 計画期間	4
7 SDGsの観点	4



— 収集・運搬 —

第2章 本市の概況

1 位置・地形	7
2 沿革	7
3 人口・産業の傾向	8

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理行政の動向

1 国の動向	10
2 県の動向	11



— 中間処理(破碎・焼却等) —

第2章 ごみ処理の現況及び課題

1	本市のごみ処理事業の沿革	1 3
2	ごみ処理体制	1 6
3	ごみ処理フロー	1 8
4	ごみ処理施設の概要	1 9
5	ごみ処理手数料の概要	2 1
6	ごみ処理の実績	2 2
7	施策の取組状況	2 7
8	数値目標の達成状況	4 0
9	ごみ処理の課題	4 1



第3章 ごみ処理基本計画

1 基本方針	4 4
2 ごみの排出量の見込み	4 6
3 目標値の設定	5 1
4 施策の展開	5 2
5 分別して排出する		
一般廃棄物の種類及び区分	5 5
6 一般廃棄物の適正な処理 及びこれを実施する者に関する 基本的事項	5 5
7 その他ごみの処理に関して 必要な事項	5 7

第 1 部

総論

Iiyama City
Basic Plan for General
Waste Management

FY2026  FY2030



1 計画策定の趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45(1970)年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を確保するために策定するものである。

2 計画の位置づけ

本計画は、改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づく基本構想を含めた「飯山市総合計画」及び「飯山市環境基本計画」等の本市上位計画を踏まえつつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3の規定に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める計画であり、地域の実情に即した一般廃棄物の処理に係る長期的ビジョンを明確にするものである。

なお、本計画の実施のために必要な各年度の事業については、一般廃棄物処理実施計画として年度ごとに定める。

3 市の総合計画との関係

(1) 飯山市第6次総合計画（前期基本計画）

本市では、平成25(2013)年に飯山市第5次総合計画を策定し、自然と共生する豊かなくらし「技と緑のまち飯山」を将来のまちの姿に掲げ、まちづくりを進めてきた。

同計画の策定から10年が経過する中で、人口減少・少子高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症のまん延によるライフスタイルの多様化や、デジタル技術の急速な進化など、本市を取り巻く状況は著しく変化している。

令和5(2023)年3月に策定した飯山市第6次総合計画では、本市が目指す10年後のまちの姿を「飯山郷創～世界にひらく 里山の未来～」として掲げ、市民・事業者・団体・行政などまちづくりに関わる全ての担い手が、将来のまちの姿の実現に向け協働で取組を進めていくための方向性を示している。

(2) 第3次飯山市環境基本計画

令和4(2022)年3月に策定した第3次飯山市環境基本計画は、飯山市環境基本条例に掲げた4つの基本理念の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する総合的・長期的な目標と施策の大綱、環境への配慮などを定め、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の保全に寄与することを目的とするもので、一般廃棄物処理基本計画の上位計画に位置する。



図1 一般廃棄物処理基本計画と他の計画等との関係(環境基本法を根に据えたイメージ)

4 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とする。

5 計画の範囲

本計画の対象とする廃棄物は、法で定める一般廃棄物のうち、し尿及び浄化槽汚泥等（以下「生活排水」という。）を除いた一般廃棄物（生活系ごみ及び事業系一般廃棄物）とする。

なお、生活排水に係る処理計画については、住民の水洗化に対する要望や浄化槽の普及状況等を勘案するとともに、下水道事業との相互調整を行い合理的なものとする必要があることから、生活排水処理計画として別途策定するものとする。

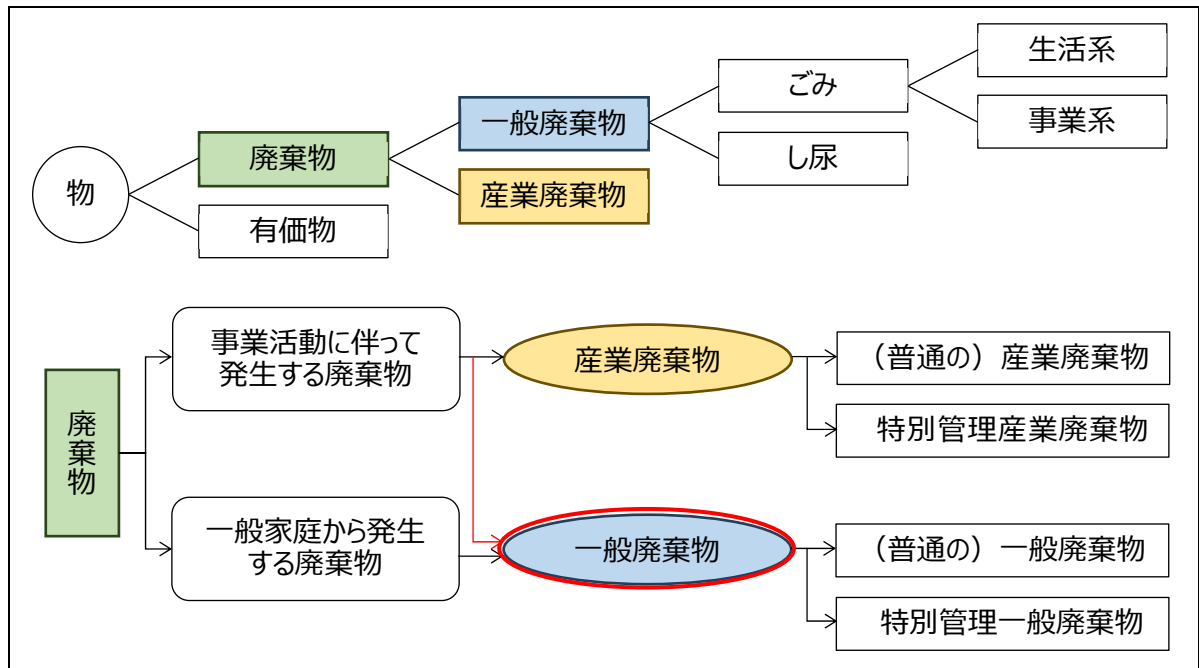


図2 廃棄物の基本的区分

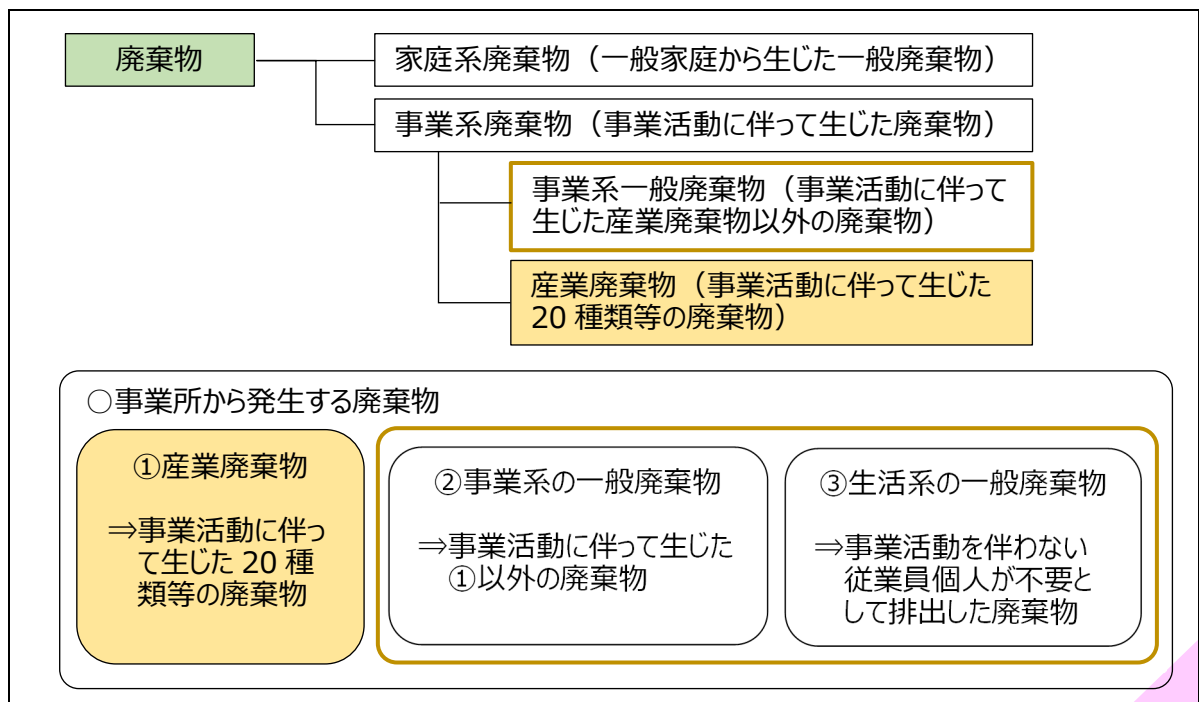


図3 排出元に着目した廃棄物の分類

6 計画期間

本計画の計画期間は、令和 8 (2026)年度から令和 12(2030)年度までの 5 年間とする。

なお、社会情勢の変化や計画の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

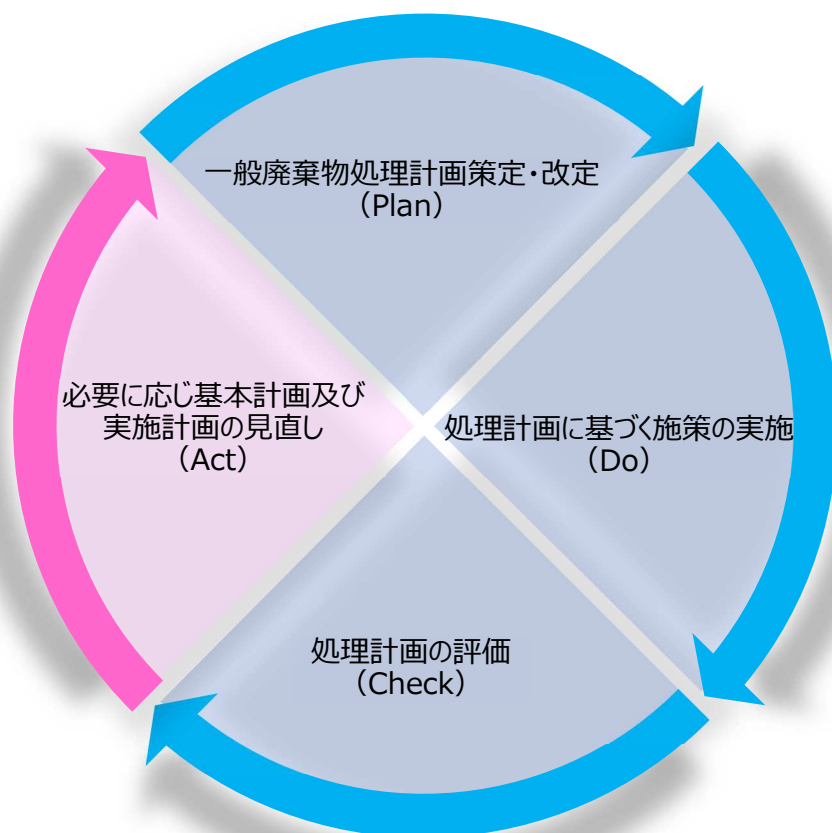


図4 PDCA サイクルの概念

7 SDGs の観点

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)とは、平成 27(2015)年 9 月にアメリカ合衆国・ニューヨークで開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続的な開発のための 2030 アジェンダ (2016 年から 2030 年までの国際社会共通の目標)」に示された 2030 年に向けた持続可能な開発目標で、17 の分野目標と 169 のターゲット (達成基準) で構成されている。



図5 SDGs の 17 の目標と目標 12「つくる責任 つかう責任」

SDGsの目標12「つくる責任 つかう責任」は持続可能な生産消費形態を確保することを目的としており、11の具体的ターゲットで構成され、廃棄物の管理や発生抑制に対する取組の内容が含まれている。

	ターゲット	指標
具体的な行動	12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。	12.1.1 持続可能な消費と生産(SCP)に関する国家行動計画を持っている、又は国家政策に優先事項もしくはターゲットとしてSCPが組み込まれている国の数
	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	12.2.1 マテリアルフットプリント(MF)、一人当たりMF及びGDP当たりのMF(指標8.4.1と同一指標)
		12.2.2 天然資源等消費量(DMC)、一人当たりのDMC及びGDP当たりのDMC(指標8.4.2と同一指標)
	12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の1人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。	12.3.1 a)食料損耗指数、b)食料廃棄指数
	12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	12.4.1 有害廃棄物や他の化学物質に関する国際多国間環境協定で求められる情報の提供(報告)の義務を果たしている締結国の数
		12.4.2 有害廃棄物の1人当たり発生量、処理された有害廃棄物の割合(処理手法ごと)
	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	12.5.1 各国の再生利用率、リサイクルされた物質のトン数
	12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。	12.6.1 持続可能性に関する報告書を発行する企業の数
	12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達を促進する。	12.7.1 持続可能な公的調達政策及び行動計画を策定している国の数
	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。	12.8.1 気候変動教育を含む、(i)地球市民教育、及び(ii)持続可能な開発のための教育が、(a)各国の教育政策、(b)カリキュラム、(c)教師の教育、及び(d)児童・生徒・学生の達成度評価に関して、全ての教育段階において主流化されているレベル
	実施のための手段	12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。		12.b.1 承認された評価管理ツールのある持続可能な観光戦略や政策、実施された行動計画の数
12.c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。		12.c.1 GDPの単位当たり及び化石燃料の国家支出総額に占める化石燃料補助金

表1 目標12「つくる責任 つかう責任」を達成する11のターゲット

本計画では、SDGsの視点を踏まえ、SDGsの目標12「つくる責任 つかう責任」の11のターゲットも視野に入れ、持続可能な社会の実現を目指すこととする。

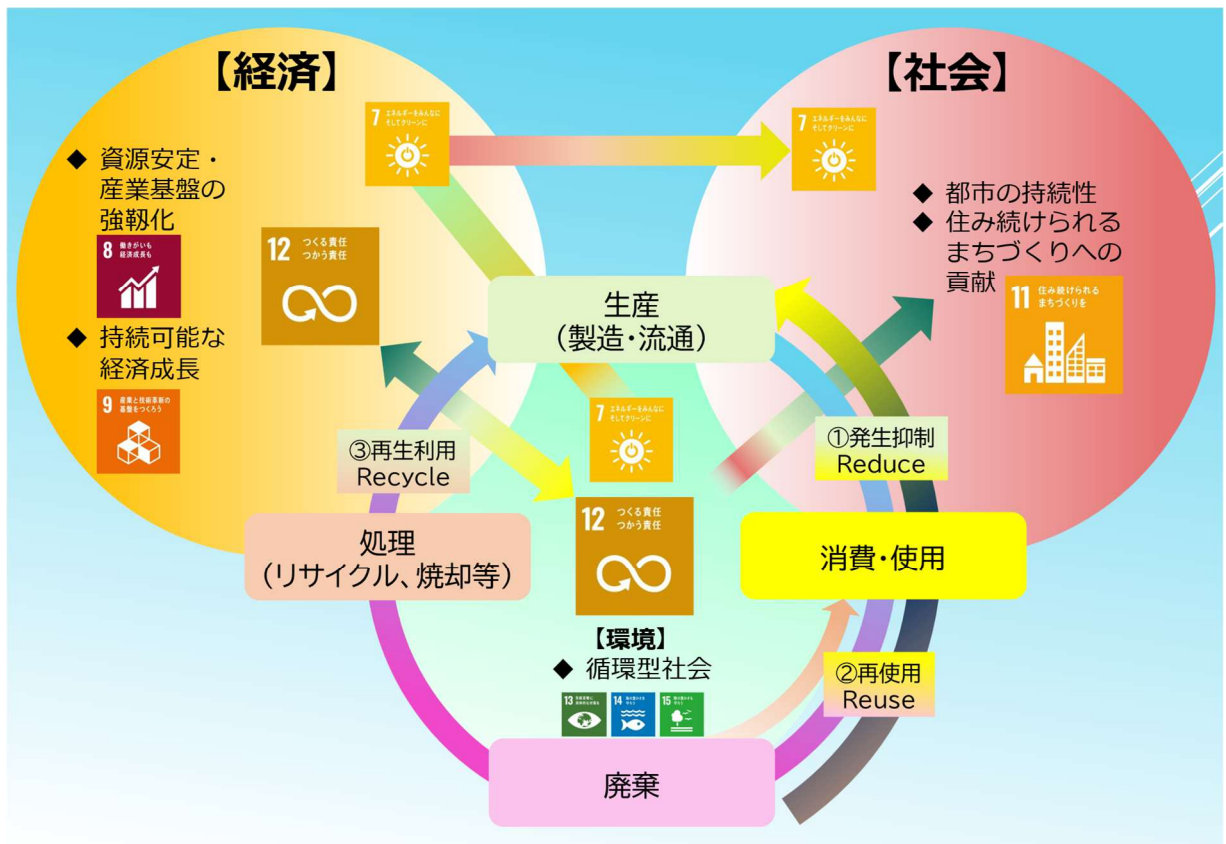


図6 SDGsと循環型社会の関連性

本市の概況

1 位置・地形

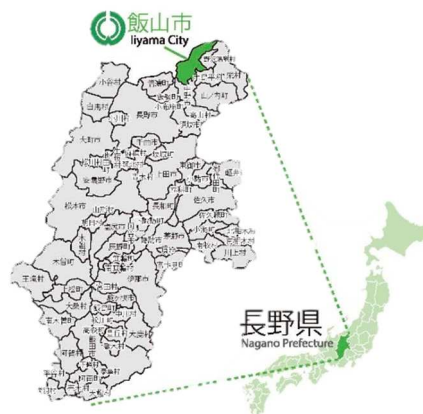
本市は、長野県内で最も低い千曲川沖積地に広がる飯山盆地を中心に、西に関田山脈、東に三国山脈が走る南北に長い地形をもち、南西部には斑尾高原、北西部に鍋倉山、東部には北竜湖などがあり、多くの自然資源に恵まれた地となっている。

この南西の斑尾山から北西の鍋倉山に連なる関田山脈によって、日本海暖流の比較的暖かく湿った風が上昇し、積乱雲を形成して雪を降らせるため、日本でも有数の豪雪地帯となっている。

近傍都市への距離は、長野市へ36キロメートル、中野市へ15キロメートル、新潟県妙高市へは25キロメートルとなっている。

主要交通網としては、国道117号・292号・403号が市内を走り、長野市から新潟県十日町市へJR飯山線が走っており、また平成27(2015)年3月には北陸新幹線が金沢まで延伸、北陸新幹線飯山駅が開業し、首都圏より2時間、北陸方面へ1時間と、時差的距離が飛躍的に短縮された。

首都圏・関西圏から自然豊かな本市へのアクセス条件が改善されたことにより、都市部や海外からの旅行者等、交流人口の増加による地域の発展が期待される。



2 沿革

飯山は、古くから山国信州と日本海を結ぶ交通の要所として栄え、魚、塩など海産物の集散地、また大和朝廷の越後・出羽開拓の重要な駅路としての役割を担い、奥信濃の中心地として発達してきた。

戦国時代においては、上杉謙信が川中島に出陣する際の前線基地として、戦略的にも重要な地となり、飯山の都市形成は永禄7(1564)年に千曲川左岸に築かれた飯山城を中心になされ、幾度かの城主の変転を重ねる中でしだいに城下町としての機能が発達し、また新田開拓とかんがい用水の整備が積極的になされ、農業の基盤が確立された。

明治維新後は、明治4(1871)年の廃藩置県によって飯山県となり、さらに長野県に編入され、明治22(1889)年に町制が施行、戦後の昭和29(1954)年8月の町村合併法の施行により、飯山町を中心に秋津村・柳原村・常盤村・瑞穂村・木島村・太田村・岡山村を編入し、現在の姿に至っている。

市の文化・市民性としては、江戸時代から続く寺町文化・雪国らしい連帯と協調の精神があげられ、名僧正受老人の正受庵をはじめとする寺社景観や斑尾高原、信濃平、戸狩温泉、なべくら高原、千曲川、北竜湖などの自然資源とあわせて、日本のふるさとにふさわしい豊かな風土と魅力をつくりだしている。

3 人口・産業の動向

(1) 総人口、年齢3区分別人口の推移

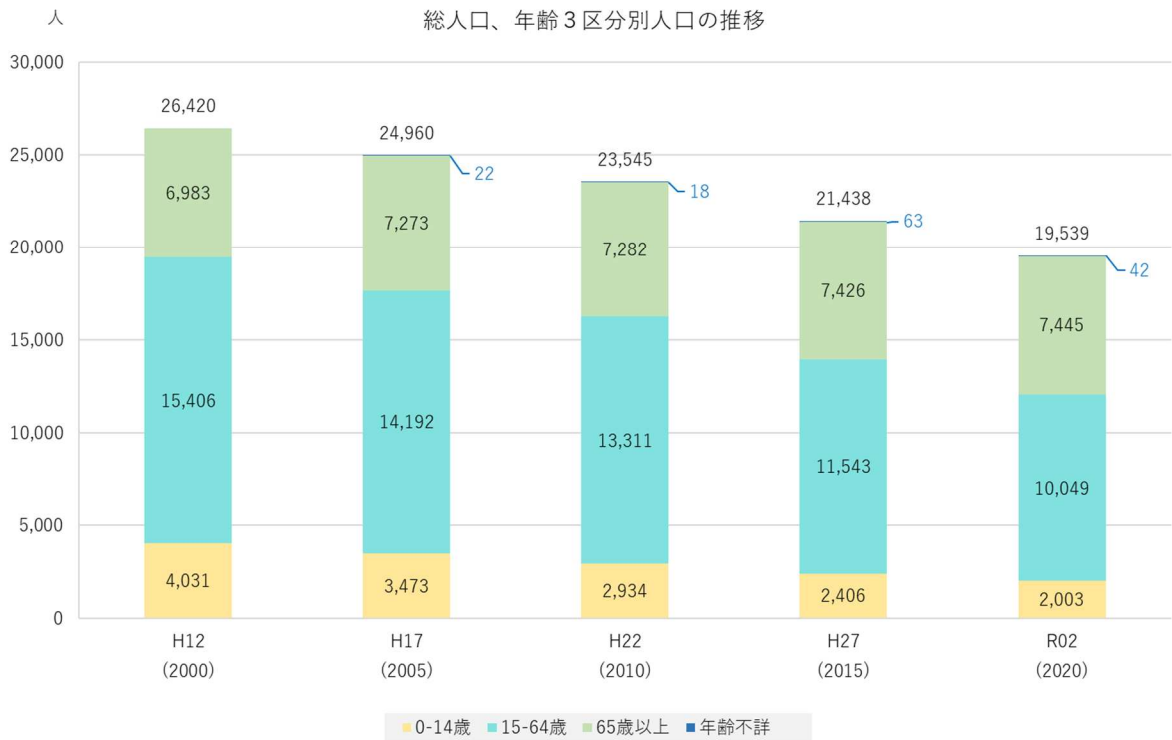


図7 総人口、年齢3区分別人口の推移

資料：国勢調査

● 総人口は減少傾向、65歳以上は増加傾向

(2) 自然増減、社会増減

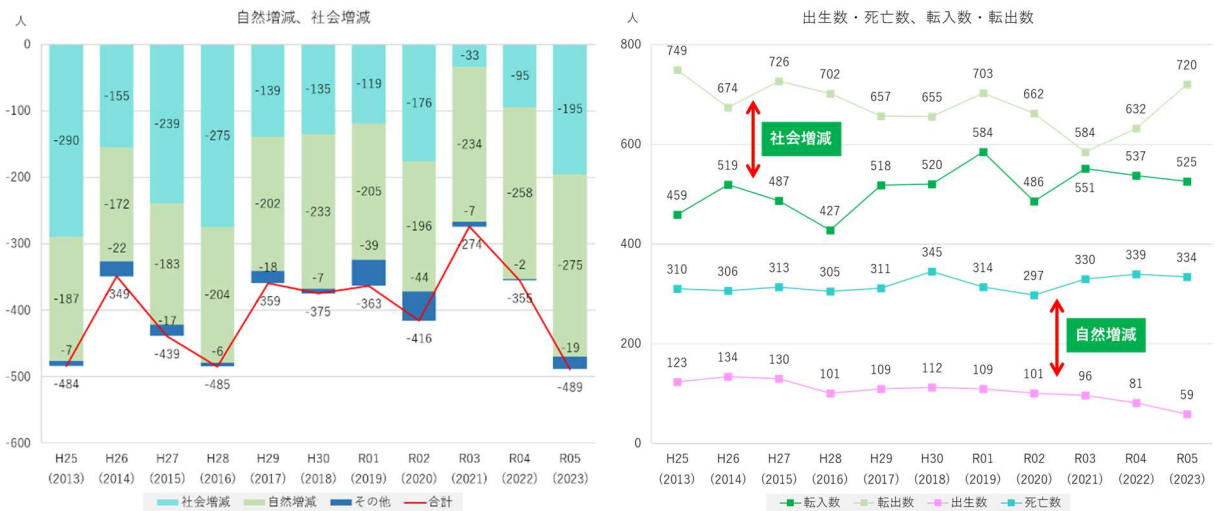
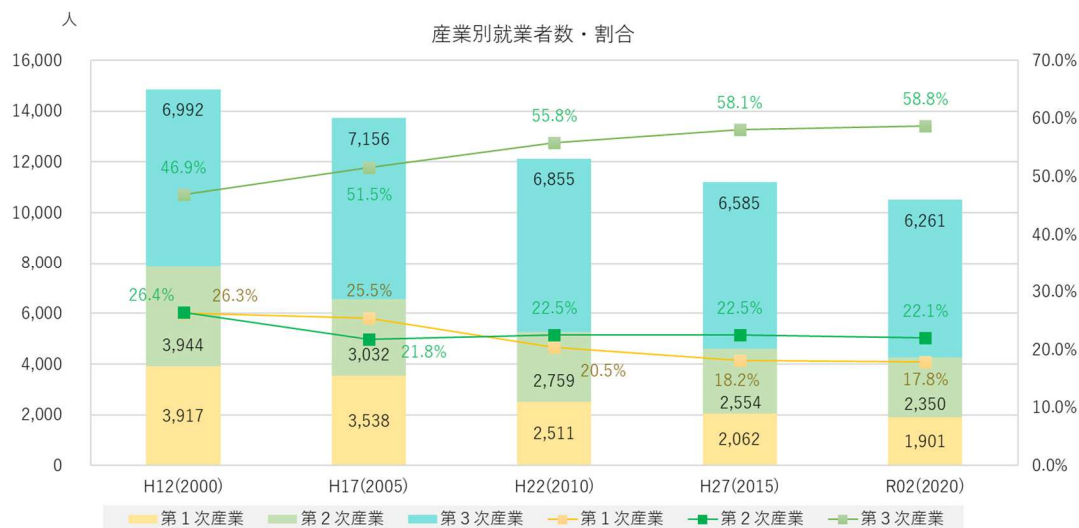


図8 自然増減、社会増減の推移

資料：「飯山市第6次総合計画」再編加工

(3) 産業別人口の推移



(人)

	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R02 (2020)
第1次産業	3,917	3,538	2,511	2,062	1,901
農業	3,891	3,531	2,472	2,023	1,862
林業	23	7	39	39	38
漁業	3				1
第2次産業	3,944	3,032	2,759	2,554	2,350
鉱業、採石業、砂利採取業	3	4	6	10	3
建設業	1,923	1,529	1,210	1,118	1,033
製造業	2,018	1,499	1,543	1,426	1,314
第3次産業	6,992	7,156	6,855	6,585	6,261
電気・ガス・熱供給・水道事業	47	45	45	38	42
運輸・通信業	619	531			
情報通信業			89	91	94
運輸業、郵便業			535	458	397
卸売・小売・飲食店	2,242	1,969			
卸売業、小売業			1,714	1,554	1,481
金融業、保険業	138	136	111	95	88
不動産業	25	29			
不動産業、物品賃貸業			61	61	57
サービス業	3,423	3,982			
学術研究、専門・技術サービス			187	175	177
宿泊業、飲食サービス業			733	710	645
生活関連サービス業、娯楽業			372	342	343
教育、学習支援業			431	385	393
医療、福祉			1,348	1,413	1,435
複合サービス業			307	330	249
サービス業（他に分類されないもの）			515	473	465
公務（他に分類されないもの）	498	464			
公務（他に分類されないものを除く）			407	460	395
分類不能の産業	68	158	150	137	142
計	14,921	13,884	12,275	11,338	10,654

資料：国勢調査

図9 産業別就業人数・割合

- 第3次産業の就業者割合が増加
- 令和2(2020)年の第1次産業の就業者数は、平成12(2000)年の約半数

Iiyama City
Basic Plan for General
Waste Management

FY2026



FY2030



第 2 部

ごみ処理基本計画

ごみ処理行政の動向

1 国の動向

国は、国における廃棄物の減量化・資源化の目標を「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「廃棄物処理基本方針」という。）」及び「循環型社会形成推進基本計画」に、また廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を「廃棄物処理施設整備計画」に示している。

(1) 廃棄物処理基本方針（令和7(2025)年環境省告示第6号）

廃棄物の排出抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針であり、法第5条の2により①廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向、②目標設定、③施策推進の基本的事項、④施設整備の基本的事項が定められている。

指 標	目標値(目標年度:令和12(2030)年度)
一般廃棄物の排出量	令和4(2022)年度比約9%削減
一人一日当たりの家庭ごみ排出量	約478グラム
一般廃棄物の出口側の循環利用率 ^{※1}	約26%
一人一日当たりごみ焼却量	約580グラム
一般廃棄物の最終処分量	令和4(2022)年度比約5%削減

表2 廃棄物処理基本方針における一般廃棄物に関する項目

(2) 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6(2024)年8月2日閣議決定）

循環型社会形成推進基本法(平成12(2000)年法律第110号。以下「循環基本法」という。)第15条第1項に基づき、同条第2項に掲げる①循環型社会^{※2}の形成に関する施策についての基本的な方針、②循環型社会の形成に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき措置、③その他循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。

第五次循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）は、これまでの「廃棄物処理・リサイクル」という枠組みから「循環経済^{※3}への移行」を国家戦略として据え、一人一人の暮らしにおける取組や地域レベルの取組を進め、これを地方創生や地域活性化・国際的な産業競争力強化・経済安全保障、更には社会の変革につなげ、我が国の諸課題を解決しながら循環型社会の形成を実現し、人類と地球全体の未来を持続可能なものにして次の世代に引き継いでいくことを目指すこととしている。

(3) 廃棄物処理施設整備計画(令和5(2023)年6月30日閣議決定)

廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、法第5条の3第1項に基づき5年ごとに策定されている。公共の廃棄物処理施設の整備状況や東日本大震災以降の災害対策への意識

※1 一般廃棄物の排出量に対する循環利用量の割合(=循環利用量/廃棄物等発生量)

※2 製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会(循環基本法第2条抜粋)

※3 従来の3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指すもの。サーキュラーエコノミーともいう。

の高まり等、社会環境の変化を踏まえ、3Rの推進に加え、災害対応や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保を進める計画とされている。

指 標	目標値(目標年度:令和9(2027)年度)
ごみのリサイクル率 (一般廃棄物の出口側の循環利用率)	28%
一般廃棄物最終処分場の残余年数	令和2(2020)年度の水準(22年分)を維持
期間中に整備されたごみ焼却施設の発電 効率の平均値	22%

表3 廃棄物処理施設整備計画における一般廃棄物に関する項目

2 県の動向

- (1) しあわせ信州創造プラン3.0～大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために～
長野県の総合5か年計画であり、廃棄物の削減・再資源化については「良好な生活環境保全の推進」及び「循環経済への転換の挑戦」として、40の主要目標の一つとして掲げられている。

指標名	現 状	目 標	備 考
1人1日当たりのごみ排出量 一般廃棄物処理事業実態調査 ※4(環境省)	807グラム 全国2位 (2020年度)	790グラム (2025年度)	市町村が処理する一般廃棄物の県民 1人1日当たりの排出量 [長野県廃棄物処理計画(第5期) に基づき目標を設定] ※2026年度以降の目標値は次期廃 棄物処理計画の策定にあわせて設定 予定
一般廃棄物リサイクル率 一般廃棄物処理事業実態調査 (環境省)	21.4% (2020年度)	20% (2025年度)	市町村が処理する一般廃棄物総排出 量のうち再資源化した量の割合 [長野県廃棄物処理計画(第5期) に基づき目標を設定] ※2026年度以降の目標値は次期廃 棄物処理計画の策定にあわせて設定 予定

施策の展開

◆廃棄物の適正処理等の推進

◆廃棄物の削減・再資源化

→ ○良好な生活環境の保全を図るため、廃棄物の適正処理の確保と不法投棄等の不適正処理の監視を推進

→ ○3R(リデュース・リユース・リサイクル)に使い捨てプラスチック製品等から代替素材への転換「リプレイス」を加えた取組により、廃棄物の削減や再資源化を推進

→ ○食べ残しを減らそう県民運動や未利用食品の提供の呼びかけ(フードバンク活動、フードドライブの推進)により、食品ロスの削減を推進

→ ○市町村等における廃棄物の分別回収の拡大により、製造事業者等が行う再利用資源による製品の活用を促進

表4 しあわせ信州創造プラン3.0における廃棄物の削減・再資源化等に関する項目

※4 環境省が都道府県を通じて実施する、全国の市町村等における家庭等から排出される一般廃棄物の量や処理状況に関する統計調査

(2) 長野県循環型社会づくり推進計画（長野県廃棄物処理計画（第6期））

大量生産・大量消費型の経済社会から転換し、廃棄物の有効利用により天然資源の消費を抑制し、将来にわたって持続的な活動が行われる「循環型社会」を「目指す将来像」に据え、令和8(2026)年3月に策定された。

区 分	R 12(2030)年度 推計値	R 12(2030)年度 目標値	考え方
1人1日当たりのごみ排出量	774 g	740 g	全国最少水準以下の排出量を目指す。 (R5(2023)年度全国最少：749 g)
総排出量	547 千 t	523 千 t	1人1日当たりごみ排出量740 g × 人口推計 × 年間日数 (R5(2023)年度比約 10%削減)
リサイクル率	21.6%	25.0%	排出量の減少下でも資源回収量の増加を図り、全国トップ3水準(R5(2023)年度全国3位：24.9%)を目指す
プラスチック使用製品廃棄物の分別回収（一括回収を含む）の実施市町村数	— (R6(2024)12.1 現在 18 市町村)	77 市町村	R4(2022)年4月にプラスチック資源循環法が施行され、プラスチック資源循環体制の更なる強化が求められていることから、全市町村における分別回収の実施を目指す。
最終処分量	24 千 t	21 千 t	再資源化を促進し、総排出量と同程度の削減(約 10%削減)を目指す。

表5 長野県循環型社会づくり推進計画における一般廃棄物の数値目標

ごみ処理の現況及び課題

1 本市のごみ処理事業の沿革

本市のごみ処理事業の沿革を表6に示す。

本市のごみ処理事業の特徴は、ごみと資源物の分別収集制度を積極的に導入している点にあり、昭和56(1981)年4月のもえるごみ・もえないごみの2分別を皮切りに、昨今のトレンドであるごみと資源物の「分別収集制度」を段階的に導入してきた。

平成15(2003)年4月にはプラスチック製容器包装の分別区分を導入し、現在の本市の分別収集の基本的なスタイルに至っている。

年 月	概 要
S56(1981).4	分別収集（もえるごみともえないごみの2分別）を開始 ・排出方法 もえるごみ：指定紙袋 もえないごみ：紙袋、箱等
59(1984).7	乾電池の収集を開始
60(1985).4	岳北クリーンセンターが完成
H3(1991).4	「資源物回収助成金交付要綱」を制定し、古紙の集団回収に対して助成金交付を開始
4(1992).10	飯山市ごみ減量等推進市民懇談会を開催し、ごみの減量化に取り組む
5(1993).4	「生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱」を制定し、コンポスターの購入に対して補助金交付を開始
7	ごみ減量等行動計画に基づき、全市一斉に新収集方式を開始 ①もえないごみの記名式透明ポリ袋の導入 ②古紙の分別回収 ③粗大ごみの回収 ④リターナブルびんの販売店引取の推進 等
6(1994).3	飯山市廃棄物減量等推進審議会を設置
6	「ごみ等集積施設整備事業補助金交付要綱」を制定し、ごみステーションの整備に対して補助金交付を開始
7	「衛生委員会組織」を「環境衛生推進員」制度に改組
7(1995).4	岳北クリーンセンターの灰固形化施設が完成
8(1996).4	「生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱」を「生ごみ処理器購入費補助金交付要綱」に改め、対象機器に電動式処理機を追加
10	容器包装リサイクル法に基づく「飯山市分別収集計画（第1期）」を策定
9(1997).4	土曜日のごみ収集を取りやめ（週5日収集体制へ移行） ごみステーションへの排出ごみ全てに記名を義務付け
10(1998).7	一般廃棄物処理基本計画を策定
10	・岳北クリーンセンター内にストックヤードが完成 ・ガラスびんの分別収集を開始 ・家庭用簡易焼却炉の無償回収を開始
11(1999).4	蛍光管の分別収集を開始
5	ペットボトルの分別収集を開始
6	「第2期飯山市分別収集計画（H12(2000)～H16(2004)）」を策定
12(2000).5	市報において不用品（利融通）情報の提供を開始
10	トレイ・発泡スチロールのモデル地区回収を実施（常盤地区：3月まで）
11	木島平村が岳北クリーンセンターへ「もえるごみ」の処分委託を開始

年 月	概 要
13(2001).4	・トレイ・発泡スチロールの分別収集とその他の紙類の分別排出の徹底を開始 ・木島平村が「もえるごみ」の処理について岳北クリーンセンターに加入
5	春・秋年2回の古着（古布）の回収を開始
5～7	ダイオキシン対策のため、クリーンセンターの大規模改修を実施。もえるごみを東山クリーンセンターへ処理委託
8	一般廃棄物処理基本計画（H13(2001)～H17(2005)）を策定
14(2002).6	「第3期飯山市分別収集計画（H15(2003)～H19(2007)）」を策定
10	もえるごみ指定ポリ袋の使用を開始
15(2003).4	・もえるごみの排出を従来の紙製袋からポリ袋へ完全切り替え ・プラスチック製容器包装の分別収集を開始
17(2005).6	「第4期飯山市分別収集計画（H18(2006)～H22(2010)）」を策定
19(2007).2	一般廃棄物処理基本計画（H18(2006)～H27(2015)）を策定
5	新クリーンセンター及び新最終処分場建設工事着工
6	「第5期飯山市分別収集計画（H20(2008)～H24(2012)）」を策定
7	飯山市廃棄物減量等推進審議会を設置
20(2008).10	ごみ減量施策のあり方について、飯山市廃棄物減量等推進審議会から答申
11	新クリーンセンター名称決定「エコパーク寒川」
21(2009).2	新クリーンセンター試験運転に伴い、新クリーンセンターでごみの受入を開始
4	新クリーンセンター「エコパーク寒川」本稼働
8	もえるごみ指定袋20ℓサイズ、もえないごみ指定袋50ℓサイズを追加導入
22(2010).2	飯山市ごみ減量推進委員会を設置
4	・生ごみ処理器購入費補助金交付要綱改正(補助率、補助の上限を改正) ・ごみ等集積施設整備事業補助金交付要綱改正(補助率、補助の上限を改正)
6	「第6期飯山市分別収集計画（H23(2011)～H27(2015)）」を策定
8	「資源物休日回収」を開始
24(2012).5	飯山市廃棄物減量等推進審議会を設置
12	ごみ減量施策のあり方について、飯山市廃棄物減量等推進審議会から答申
25(2013).6	「第7期飯山市分別収集計画（H26(2014)～H30(2018)）」を策定
12	資源物休日回収において小型家電（使用済小型電子機器等）の回収を開始
26(2014).4	インクカートリッジ里帰りプロジェクトに参加
28(2016).4	・一般廃棄物処理基本計画（H28(2016)～H32(2020)）を策定 ・木島平村及び野沢温泉村との間で「プラスチック製容器包装中間処理及び再商品化等に関する協定」を締結
6	「第8期飯山市分別収集計画（H29(2017)～H33(2021)）」を策定
29(2017).6	飯山市廃棄物減量等推進審議会を設置
30(2018).1	ごみ減量施策のあり方について、飯山市廃棄物減量等推進審議会から答申
R元(2019).6	「第9期飯山市分別収集計画（R2(2020)～R6(2024)）」を策定
10	・令和元年東日本台風災害により、家屋等633件、事業所173件が浸水被害 ・旧城南中学校グラウンドを災害廃棄物の仮置き場として開設、片付けごみの処理を実施 ・被災家屋の公費解体(30件)及び被災者自費解体費用の償還(16件)を実施

年 月	概 要
2 (2020). 8	全メーカーの使用済プリンターインクカートリッジ及びトナーカートリッジの回収を開始
3 (2021). 3	一般廃棄物処理基本計画（R 3 (2021)～R 7 (2025)）を策定
11	宅配便による使用済みパソコン・小型家電の回収事業を開始
4 (2022). 6	「第 10 期飯山市分別収集計画（R 5 (2023)～R 9 (2027)）」を策定
5 (2023). 10	資源物休日回収において陶磁器・プラスチック使用製品廃棄物（プラスチック製品ごみ）の回収を開始
11	「プラスチック使用製品廃棄物（プラスチック製品ごみ）」分別収集を試行
6 (2024). 1	家電四品目 ^{※5} の自宅回収を開始
9	「LINE を活用したごみの出し方 Q & A」β 版試用開始
9～11	「プラスチック使用製品廃棄物」分別収集を試行
7 (2025). 4	<ul style="list-style-type: none"> ・「LINE を活用したごみの出し方 Q & A」供用開始 ・「プラスチック使用製品廃棄物」の分別収集を開始 ・「ごみ・資源物収集カレンダー」の様式を七曜表形式に変更
6	「第 11 期飯山市分別収集計画（R 8 (2026)～R 12 (2030)）」を策定
12	「もえないごみ専用袋」の仕様変更に併せ、「不燃ごみ指定袋」に改称

表 6 本市のごみ処理事業の沿革

※5 一般家庭や事務所から排出された①エアコン、②テレビ(ブラウン管、液晶・プラズマ)、③冷蔵庫・冷凍庫、④洗濯機・衣類乾燥機などの特定家庭用機器廃棄物

2 ごみ処理体制

本市のごみ・資源物の分別は、もえるごみ、もえないごみ（有害ごみを含む）、粗大ごみ及び6品目の資源物に大別され、詳細な品目のほか、臨時回収品目である小型電子機器、廃食用油、剪定枝及び陶磁器類を含めると14品目となっている。

それぞれの区分に応じた処理体制等を以下に示す。

区 分			収集運搬		中間処理	最終処分 ※6
			収集場所、容器、収集回数等	収集運搬を行う者		
ごみ	家庭系	可燃ごみ	区で定めたごみステーションに指定袋で排出。週2回。	市 (委託業者※7)	岳北広域行政組合ごみ処理施設（エコパーク寒川）	エコパーク寒川最終処分場
		不燃ごみ	区で定めたごみステーションに指定袋で排出。月2回。			
		有害ごみ (蛍光管・乾電池・灰)	区で定めたごみステーションに内容物が分かる容器で排出。月2回。			
		粗大ごみ	排出者自らが、随時エコパーク寒川へ搬入。	排出者		
	事業系	区で定めたごみステーションへ排出する場合、有料で家庭系と併せて収集	市(委託業者)又は許可業者※8			
資源物	ペットボトル	区で定めたごみ・資源物回収ステーションへ定められた方法で排出。	市 (委託業者)	民間	民間	
	ガラスびん				指定法人	
	プラスチック製容器包装				民間	
	プラスチック使用製品廃棄物					
	古着・古布					
	古紙					
	古紙（集団回収）					団体で定めた集積所へ定められた方法で排出。

表7 ごみ・資源物の処理体制

家庭系のごみ及び資源物については、表8を基本とした収集プログラムにより、ごみステーション等へ排出したものを市が業者に委託して収集しており、事業系ごみについては排出事業者が自から処理することを原則としているため、既存の許可業者への委託によるほか、飯山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成12(2000)年条例第7号。以下「条例」という。）の規定に基づき処理手数料を徴収し、家庭系ごみと同様の方法で収集している。

※6 埋立処分のほか、再生を含む。

※7 法第6条の2及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46(1971)年政令第300号。以下「令」という。）第4条の規定に基づく事業者をいう。

※8 法第7条第1項の許可を受けた既存ごみ収集運搬業者をいう。

また、収集したごみの処分については、地方自治法第284条第1項の規定により設立した一部事務組合である「岳北広域行政組合」のごみ処理施設「エコパーク寒川」にて木島平村及び野沢温泉村と共同処理されており、中間処理後の焼却灰についてはエコパーク寒川最終処分場において埋立処分を行っているほか、プラスチック製容器包装の中間処理及び特定分別基準適合物の保管については、民間事業者への委託により行っている。

基本的収集パターン

第1週		日	月	火	水	木	金	土
可燃ごみ			飯山1・2	村部		飯山	村部	
プラスチック製 容器包装			柳原・富倉・外様 太田・岡山		飯山	秋津・木島 瑞穂・常盤		
プラスチック 使用製品廃棄物					柳原・富倉・外様			
不燃ごみ			木島		秋津・瑞穂	柳原・富倉・外様 斑・西・分・城	飯山1	
ガラスびんと ペットボトル				飯山1 斑・西・分・城	木島・常盤	太田・岡山		
古紙				飯山B	太田・岡山			
第2週		日	月	火	水	木	金	土
可燃ごみ			飯山1・2	村部		飯山	村部	
プラスチック製 容器包装			柳原・富倉・外様 太田・岡山		飯山	秋津・木島 瑞穂・常盤		
プラスチック 使用製品廃棄物					木島・常盤			
不燃ごみ			常盤		岡山	太田	飯山2	
ガラスびんと ペットボトル			秋津・瑞穂	飯山2	柳原・富倉・外様			
古紙				飯山A	秋津・瑞穂			
第3週		日	月	火	水	木	金	土
可燃ごみ			飯山1・2	村部		飯山	村部	
プラスチック製 容器包装			柳原・富倉・外様 太田・岡山		飯山	秋津・木島 瑞穂・常盤		
プラスチック 使用製品廃棄物					太田・岡山			
不燃ごみ			木島		秋津・瑞穂	柳原・富倉・外様 斑・西・分・城	飯山1	
ガラスびんと ペットボトル				飯山1 斑・西・分・城	木島・常盤	太田・岡山		
古紙			常盤	飯山C				
第4週		日	月	火	水	木	金	土
可燃ごみ			飯山1・2	村部		飯山	村部	
プラスチック製 容器包装			柳原・富倉・外様 太田・岡山		飯山	秋津・木島 瑞穂・常盤		
プラスチック 使用製品廃棄物			飯山		秋津・瑞穂			
不燃ごみ			常盤		岡山	太田	飯山2	
ガラスびんと ペットボトル			秋津・瑞穂	飯山2	柳原・富倉・外様			
古紙			木島			柳原・富倉・外様		

収集区域の区分

- 飯山1 県町、新町、栄町、奈良沢、上倉、曙町、金山、南新町、松倉
- 飯山2 上町、鉄砲町、田町、北町、有尾、本町、福寿町、肴町、愛宕町、神明町、市ノ口
- 飯山A 県町、新町、栄町、奈良沢、上倉、曙町、金山、南新町、松倉、斑尾、西山、分道、城六平
- 飯山B 上町、鉄砲町、田町、北町、有尾
- 飯山C 本町、福寿町、肴町、愛宕町、神明町、市ノ口
- 太田A 堀之内、北条、五苜、瀬木、曾根、蕨野

表8 収集計画の概要

3 ごみ処理フロー

令和6(2024)年度の本市のごみ処理の流れ(フロー)を図10に示す。

市内ごみステーション及び事業所等から収集したごみ等は、ごみ処理施設や再資源化施設において中間処理等を行い、最終処分又は再資源化を行っている。

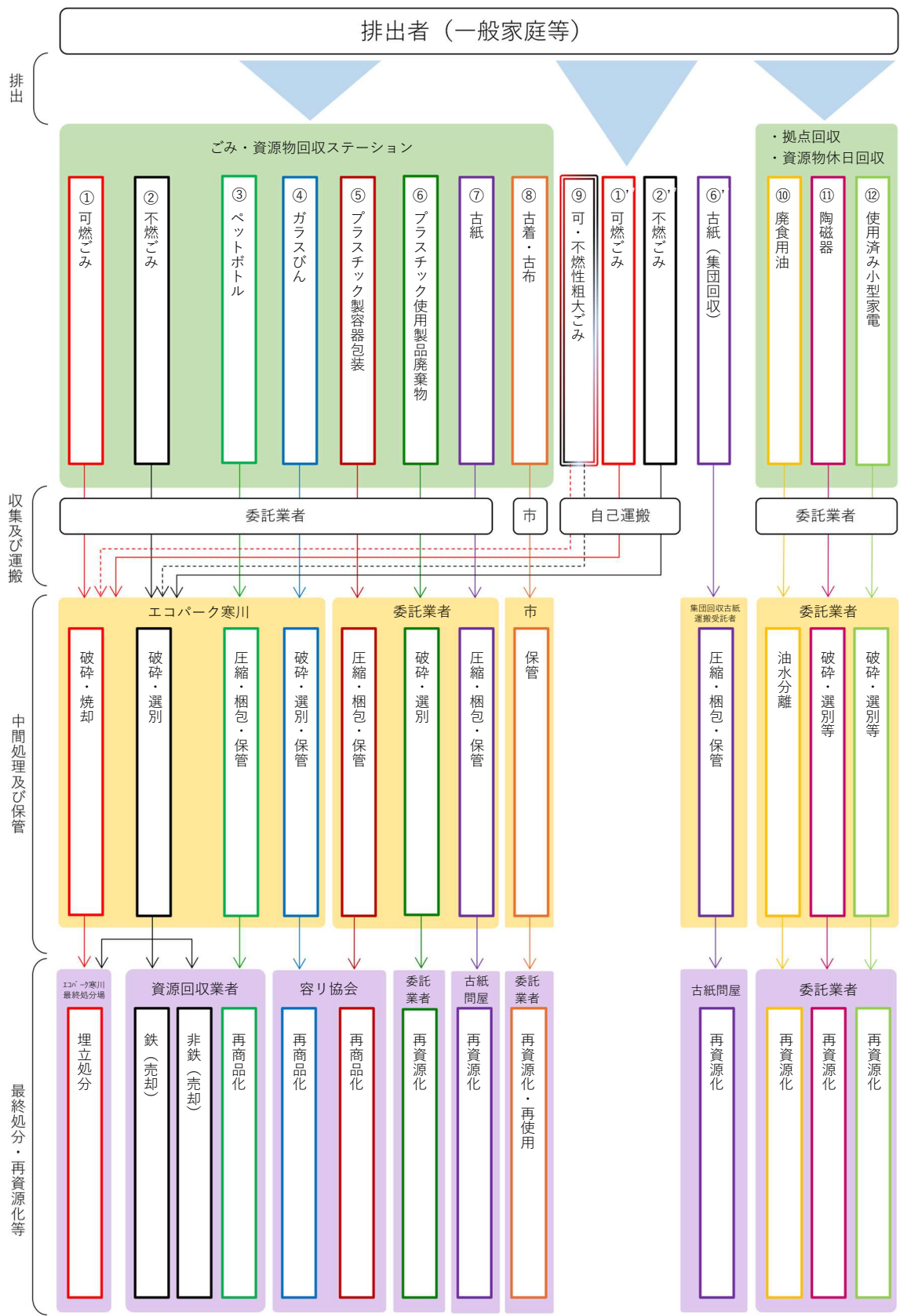


図10 ごみ処理フロー

4 ごみ処理施設の概要

本市のごみ処理の中核施設の概要を下表に示す。

中間処理施設

名称	エコパーク寒川	
設置者	岳北広域行政組合	
所在地	飯山市大字照岡 2600-1	
供用開始	平成 21(2009)年 4 月	
形式及び	全連続燃焼式ストーカ炉	17.5t/24h×2 系列
処理能力	衝撃型回転式破砕機・せん断型回転式破砕機	5 t/5 h×1 系列

表 9 中間処理施設の概要



図 11 エコパーク寒川全景・プラットフォーム

保管施設

名称	エコパーク寒川・ストックヤード	
設置者	岳北広域行政組合	
所在地	飯山市大字照岡 2600-1	
供用開始	平成 21(2009)年 4 月	
処理能力	鋼製容器保管能力	14.4 m ³
	アルミ製容器保管能力	14.4 m ³
	ガラス製容器保管能力	105 m ³ (35 m ³ ×3 室)
	ペットボトル圧縮能力	200 kg/h(1 t×5 h)
	ペットボトル保管能力	70 m ³

表 10 保管施設の概要(1)



図 12 エコパーク寒川・ストックヤード

保管施設	
名 称	ウェステック環境ソリューションセンター
設 置 者	Wastec ENERGY 株式会社 ^{※9}
所 在 地	新潟県上越市板倉区稲増下河原 200-57
処 理 能 力	プラスチック製容器包装 保管能力 816 m ³ (175.2 m ³ +396 m ³ +244.8 m ³)

表 11 保管施設の概要(2)

最終処分場	
名 称	エコパーク寒川最終処分場
設 置 者	岳北広域行政組合
所 在 地	下高井郡野沢温泉村大字虫生 2584-1
供用開始	平成 21(2009)年 4 月
埋立地面積	32,062 m ²
埋立容量	約 22,000 m ³
埋立期間	15 年間
遮水設備	二重シート+漏水検知システム方式 (底面、5ブロック)
雨水調整池	調整容量 420 m ³
浸出液 処理施設	処理規模 30 m ³ /日
	調整槽容量 1,400 m ³
	処理方式 カルシウム除去⇒生物脱窒素⇒凝集沈殿⇒ろ過処理⇒活性炭吸着⇒キレート吸着⇒消毒⇒放流

表 12 最終処分場の概要



図 13 エコパーク寒川最終処分場

^{※9} プラスチック製容器包装の中間処理及び中間処理後の特定分別基準適合物の保管については、当面の間、当該事業者へ委託するものとする。

5 ごみ処理手数料の概要

(1) 事業系一般廃棄物の収集及び運搬手数料

事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、一般家庭から排出されるごみと同性状の廃棄物については、条例に定める収集運搬手数料を徴収した上で、ごみステーションへ排出されたものを家庭系の定期収集に併せて収集している。

1か月の排出量	手数料（月額）
50 kg未満	360 円
50 kg以上 100 kg未満	730 円
100 kg以上 200 kg未満	1,460 円
200 kg以上 300 kg未満	2,200 円
300 kg以上 400 kg未満	2,930 円
400 kg以上 500 kg未満	3,660 円
500 kg以上	3,660 円に 100 kgを増すごとに 730 円を加算した額。 ただし、100 kg未満の端数については 100 kgとする。

表 13 事業系一般廃棄物の収集及び運搬手数料（条例第 24 条別表第 1）

(2) 直接搬入ごみ処理手数料

エコパーク寒川へ直接搬入するごみのうち、粗大ごみ及び事業系の廃棄物については、岳北ごみ処理施設条例に基づき、処理手数料を徴収している。

なお、同施設では法第 11 条第 2 項の規定に基づき、事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、一部の産業廃棄物の受入を行っている。

区分	単位等（1回につき）	金額
一般廃棄物	粗大ごみ 10 kgにつき（10 kg未満については、10 kgとする。） （ただし、布団、ジュウタン、カーペット及び家具類の可燃物を除く。）	520 円
事業系一般廃棄物	10 kgにつき（10 kg未満については、10 kgとする。）	26 円
産業廃棄物	粗大ごみ 10 kgにつき（10 kg未満については、10 kgとする。）	523 円
犬及び猫の死体	1 個につき	520 円

※計量は 10 kg単位とし、10 kg以上での 10 kg未満の端数については四捨五入とする。

表 14 廃棄物処分手数料（岳北ごみ処理施設条例第 8 条別表）

排出抑制	一般家庭(家庭系)	収集手数料	排出	排出場所	運搬	搬入先	処分手数料*2
要	可燃ごみ	無料	排出	ごみステーション	運搬	エコパーク寒川	無料
	不燃ごみ	無料				民間事業者	
不要	プラスチック製容器包装	無料	排出	資源物回収ステーション	運搬	エコパーク寒川	無料
	ガラスびん	無料				民間事業者	
	ペットボトル	無料				エコパーク寒川	無料
	古紙	無料				民間事業者	
	粗大ごみ		直接持込			エコパーク寒川	520円/10kg

排出抑制	オフィス(事業系)	収集手数料*1	排出	排出場所	運搬	搬入先	処分手数料*2
要	可燃ごみ	有料	排出	ごみステーション	運搬	エコパーク寒川	無料
	不燃ごみ	有料				民間事業者	
不要	プラスチック製容器包装	無料	排出	資源物回収ステーション	運搬	エコパーク寒川	無料
	ガラスびん	無料				民間事業者	
	ペットボトル	無料				エコパーク寒川	無料
	古紙	無料				民間事業者	
	粗大ごみ		直接持込			エコパーク寒川	523円/10kg
要	可燃ごみ			直接持込		エコパーク寒川	26円/10kg
	不燃ごみ			直接持込		エコパーク寒川	26円/10kg

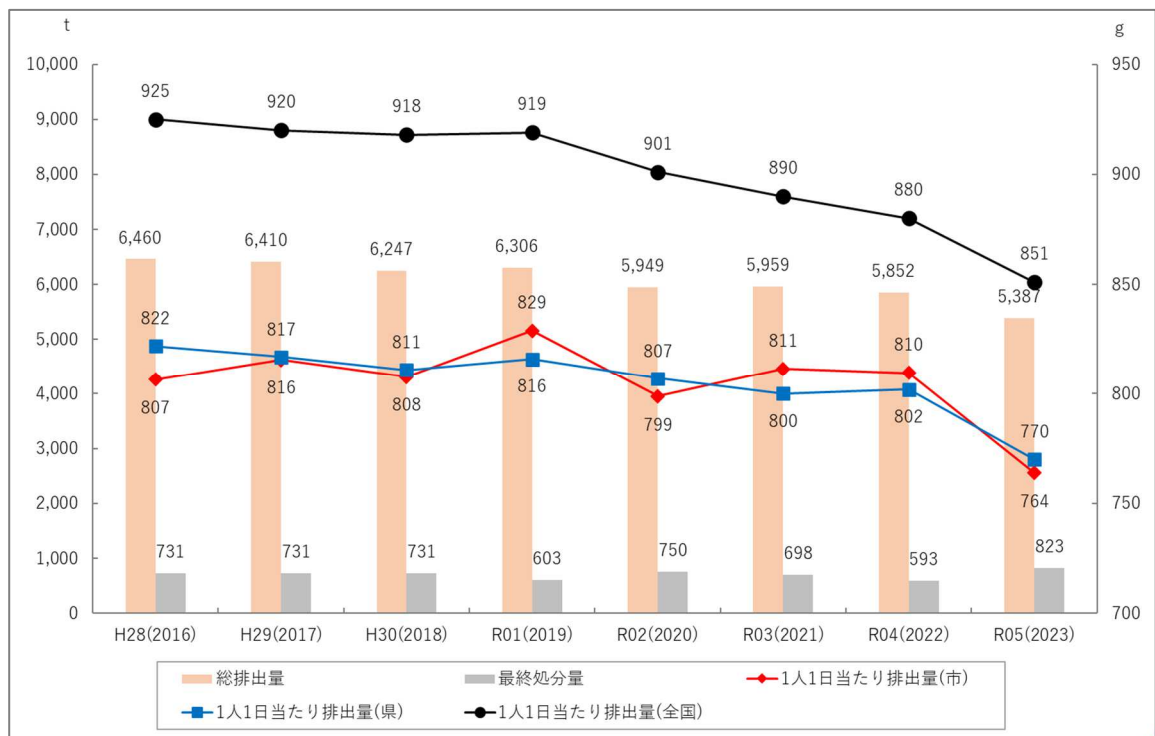
※1 条例第24条別表第1
※2 岳北ごみ処理施設条例第8条

図 14 収集及び運搬手数料と処分手数料の関係

6 ごみ処理の実績

(1) ごみ・資源物排出量の推移

平成 28(2016)年度以降、総排出量は減少傾向にある反面、市民 1 人 1 日当たりの排出量は微増減を繰り返しており、令和 5 (2023)年度の総排出量は約 5,387 トン、市民 1 人 1 日当たりの排出量は 764 グラム(参考：令和 5 (2023)年度全国値 851 グラム、長野県 770 グラム)となっている。

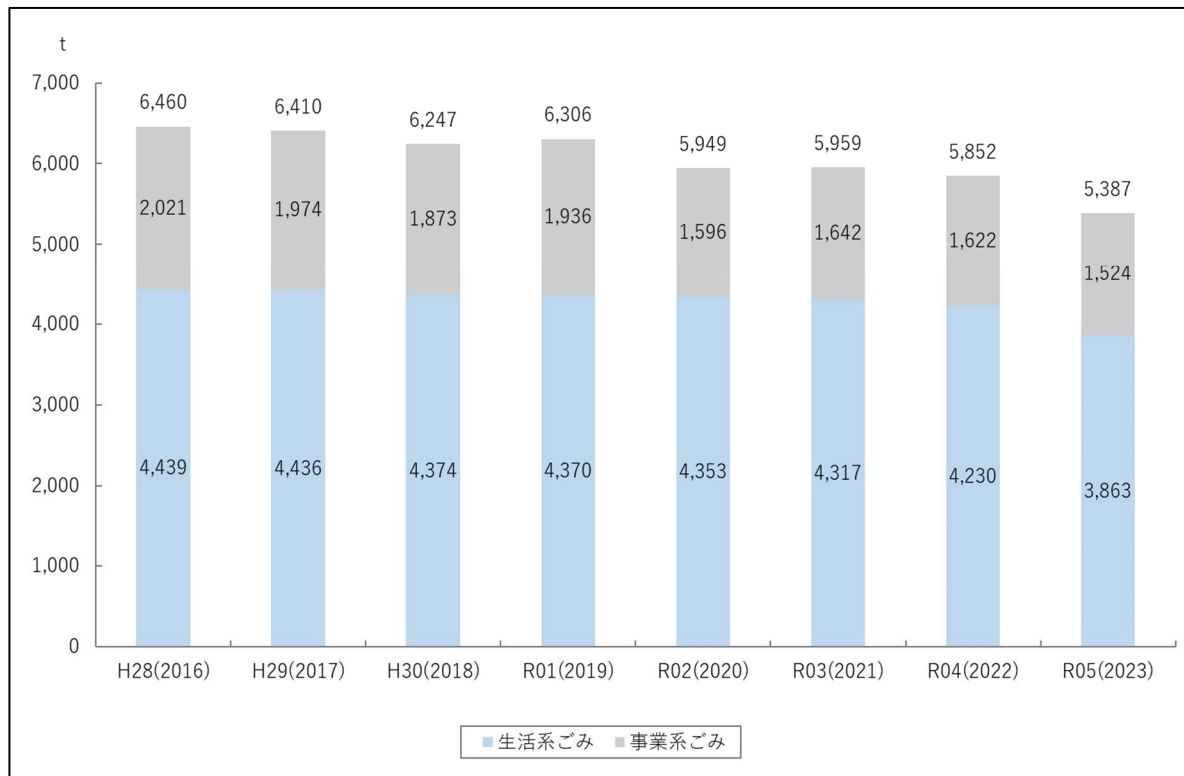


(一般廃棄物処理事業実態調査)

図 15 総排出量と最終処分量の推移

(2) 一般廃棄物の種類別排出量

令和5(2023)年度の総排出量約5,387トンのうち、生活系ごみは約7割の3,863トン、事業系ごみは約3割の1,524トンとなっており、排出量は減少傾向にあるものの、概ねこの割合で推移している。

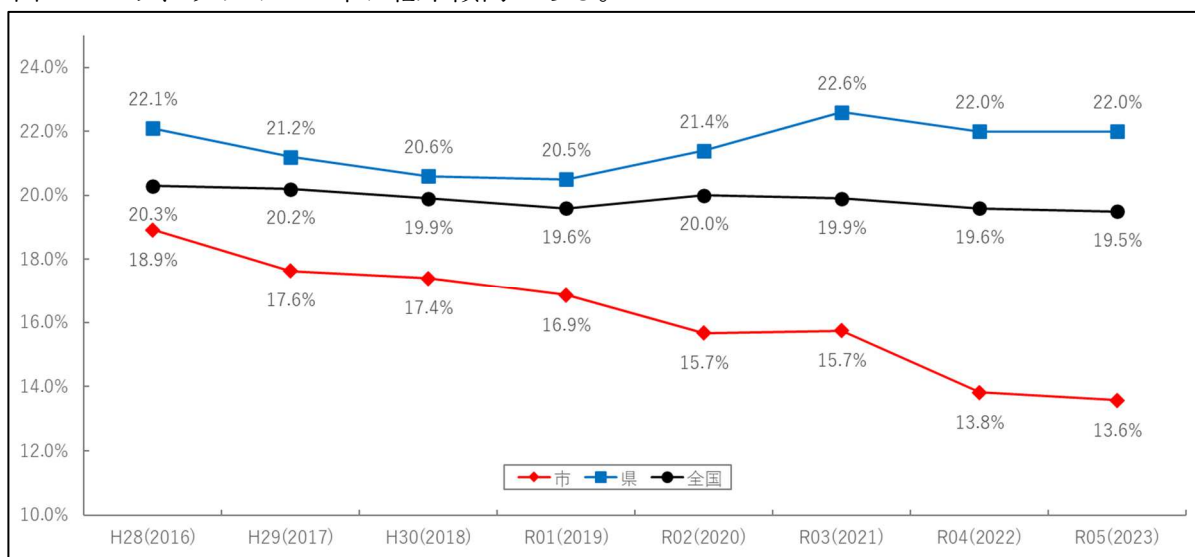


(一般廃棄物処理事業実態調査)

図16 生活系ごみと事業系ごみの総排出量の推移

(3) 一般廃棄物のリサイクル率^{※10}

令和5(2023)年度のリサイクル率は13.6%で、全国を5.9ポイント、長野県を8.4ポイント下回っており、リサイクル率は低下傾向にある。



(一般廃棄物処理事業実態調査)

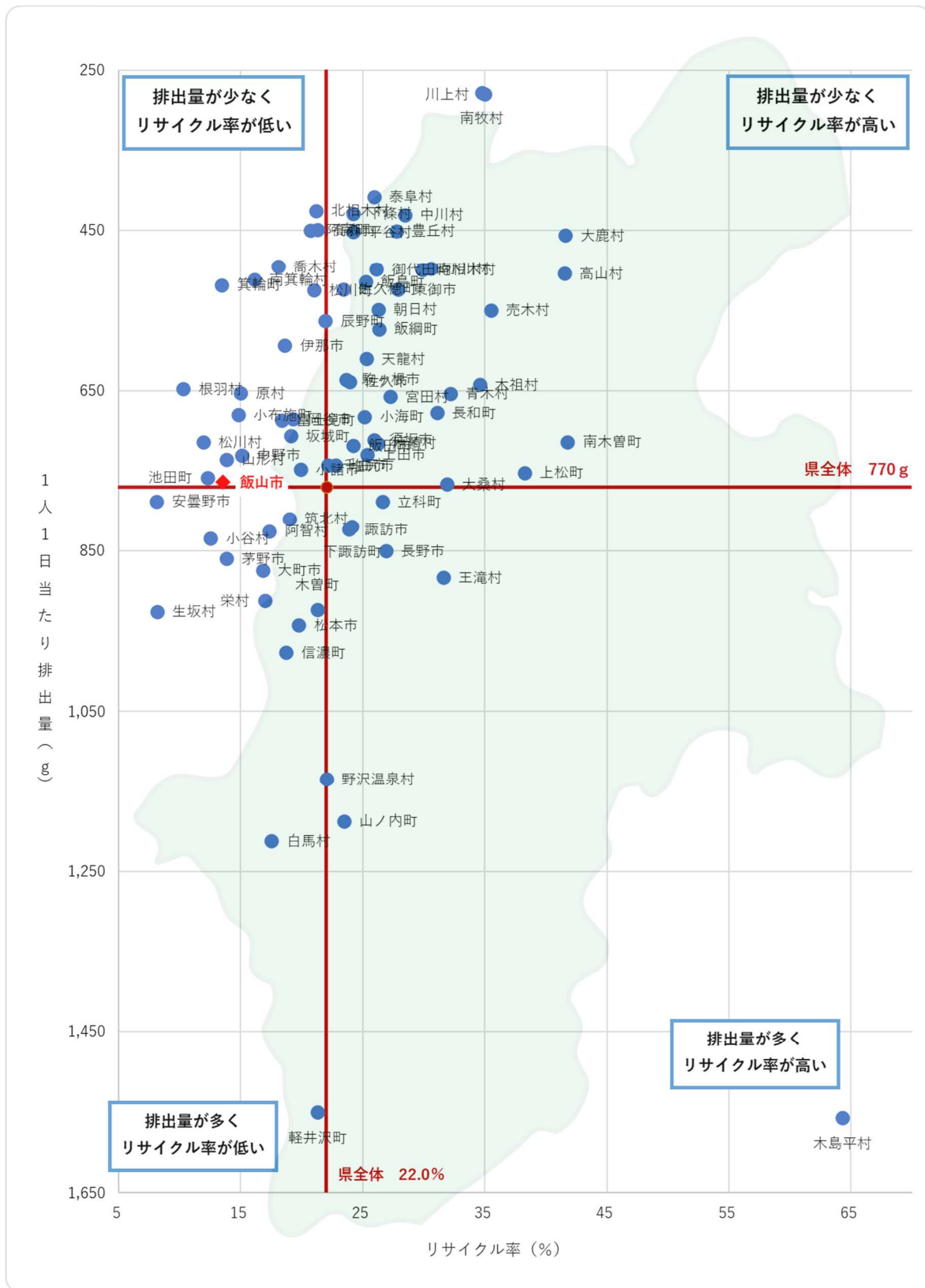
図17 リサイクル率の推移

※10 「直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量」を「ごみ処理量+集団回収量」で除した値

(4) 県内の一般廃棄物の排出量及びリサイクル率

長野県は1人1日当たりのごみ排出量が少ない都道府県であり、令和5(2023)年度では全国第4位となっている。

県内における本市の状況は図18のとおりであり、排出量が少なくリサイクル率が低い傾向に位置する。



(一般廃棄物処理事業実態調査)

図18 一般廃棄物排出量とリサイクル率の市町村分布(令和5(2023)年度)

(5) その他ごみ処理状況の推移

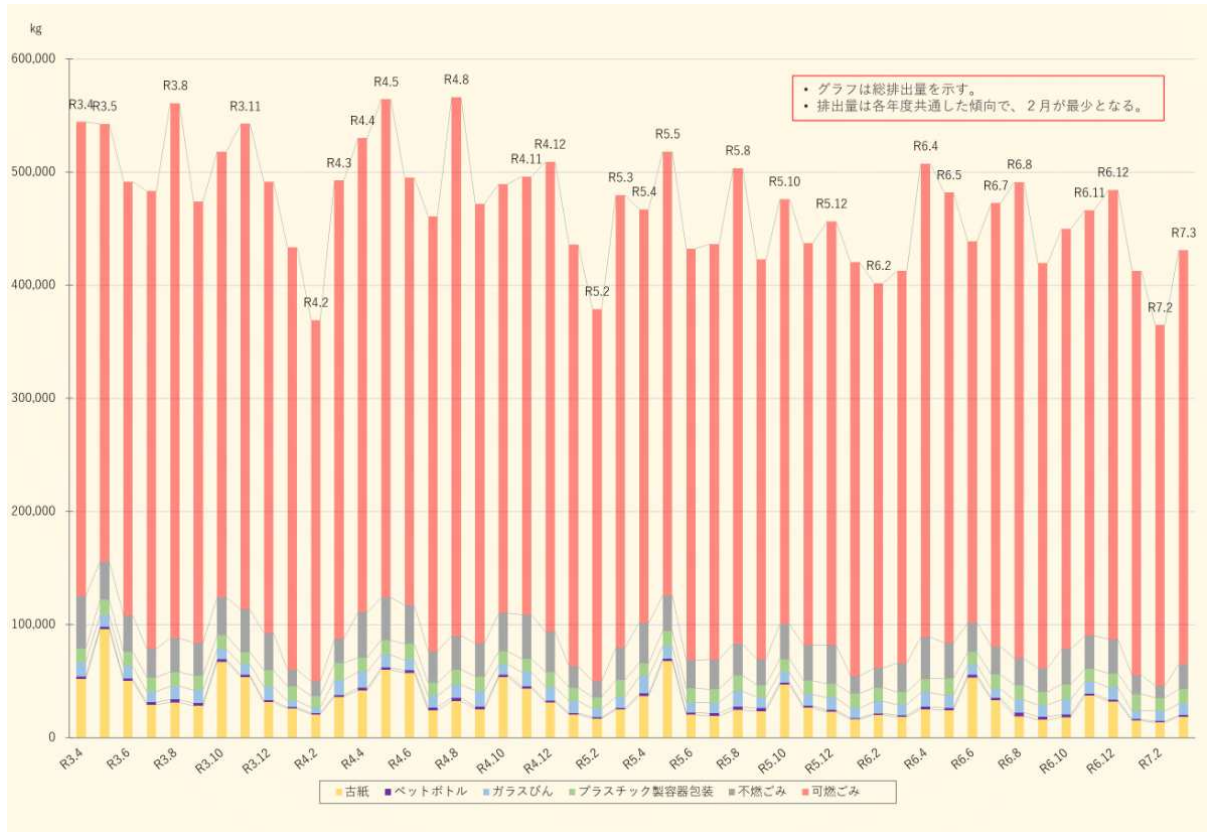


図 19 ごみ・資源物 主要品目排出量の推移

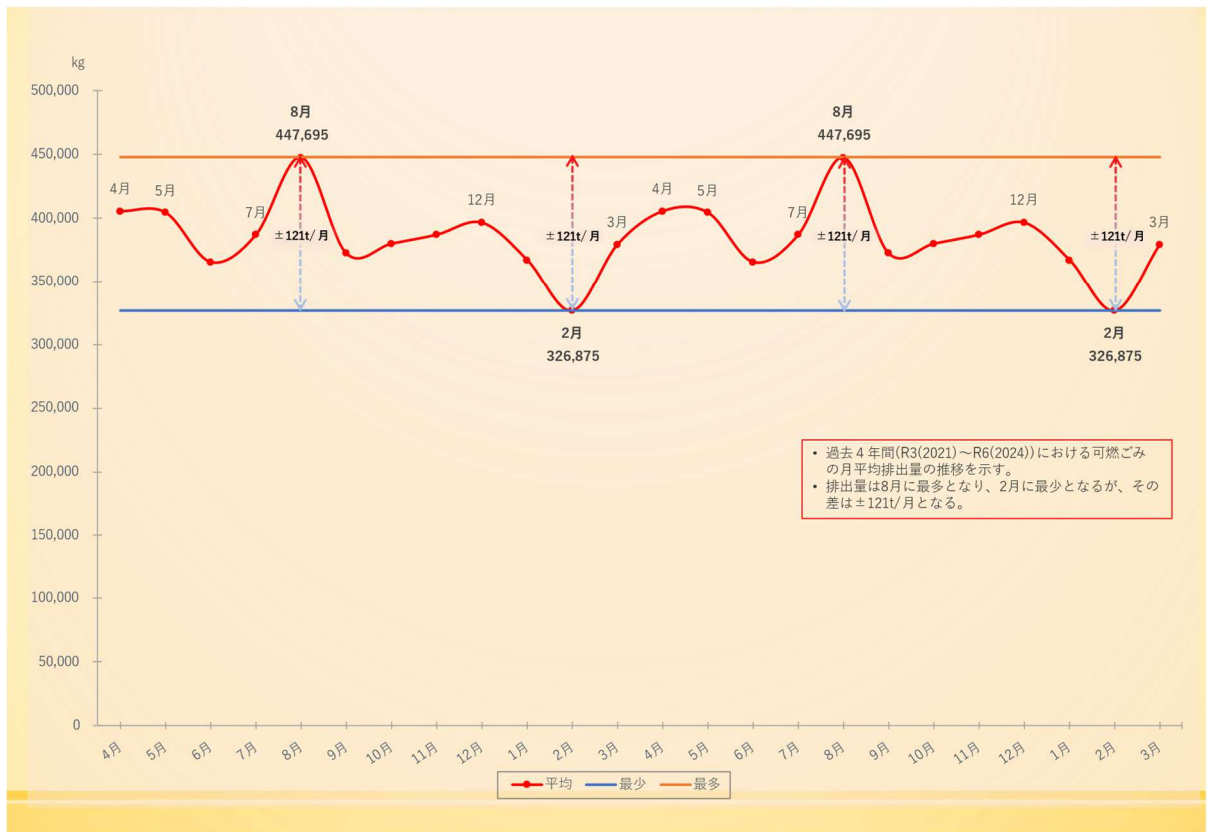


図 20 可燃ごみ(収集+エコパーク寒川直接搬入)月平均排出量の推移

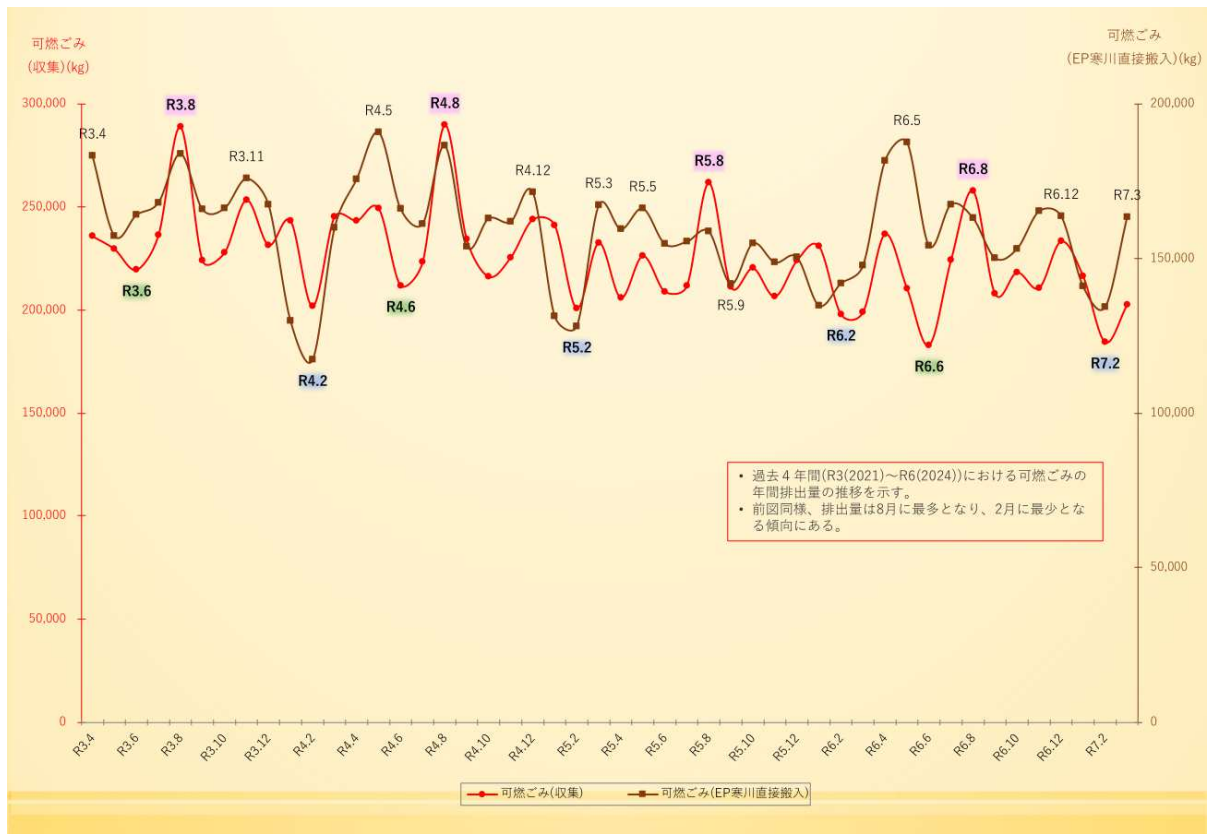


図 21 過去4年間における可燃ごみ年間排出量の推移

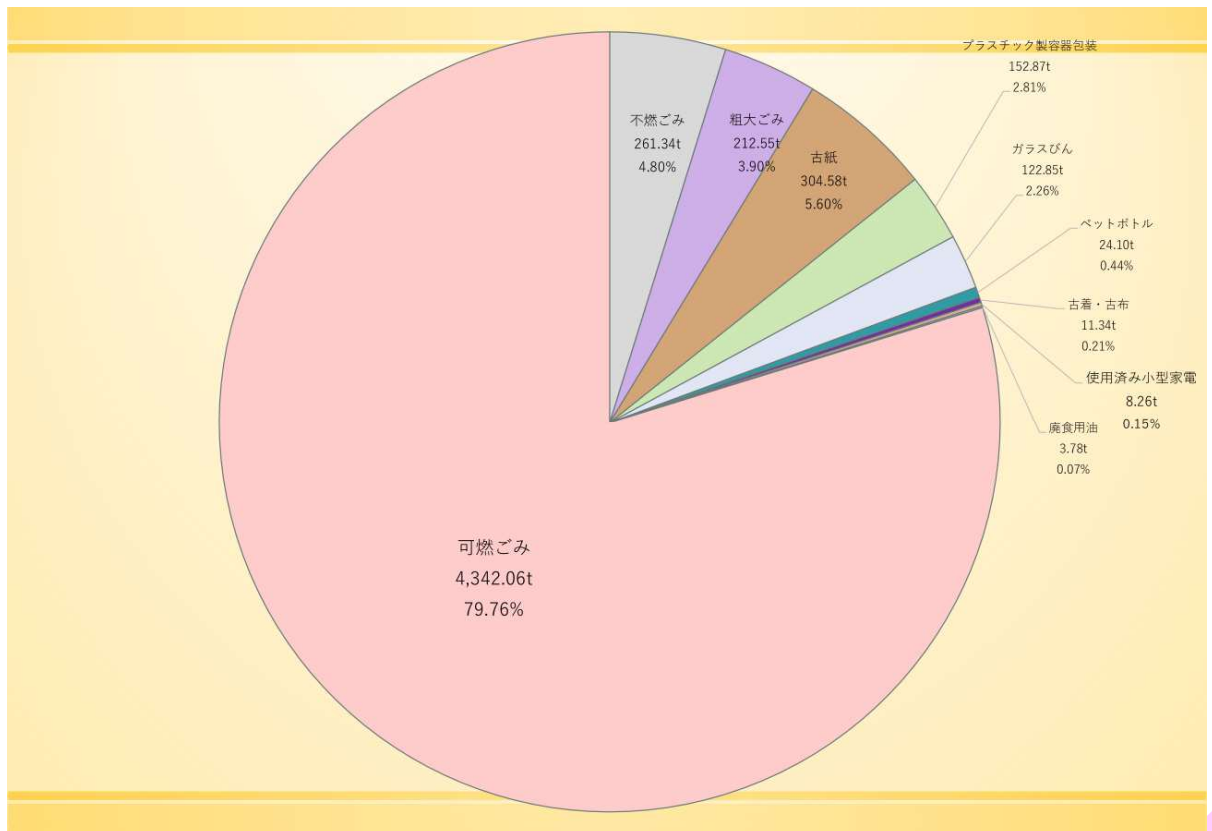


図 22 ごみ・資源物年間処理実績の割合(令和 6 (2024)年度仮集計)

7 施策の取組状況

施策の取組状況については、前計画の「4 施策の展開」に掲げた内容から抜粋し、現況を示したものである。

なお、取組の変遷や実績の推移については、前計画期間よりも更に遡及し状況を示している。

(1) 排出抑制とリサイクルの推進

ア 生ごみ処理機の普及による排出抑制への取組

平成5(1993)年度から「飯山市生ごみ処理器購入費補助金交付要綱」により運用を開始。当初は生ごみを堆肥化又は減量化できる「容器又は機器」を補助対象としていたが、近年、生ごみを屋外に放置することによる鳥獣被害が顕在化したため、令和6(2024)年度より補助要綱を改正し、補助対象を「電気等を動力として機械的な動作により堆肥化又は減量化できる機器」に限定したが、生ごみの自家処理にはなお需要がある。

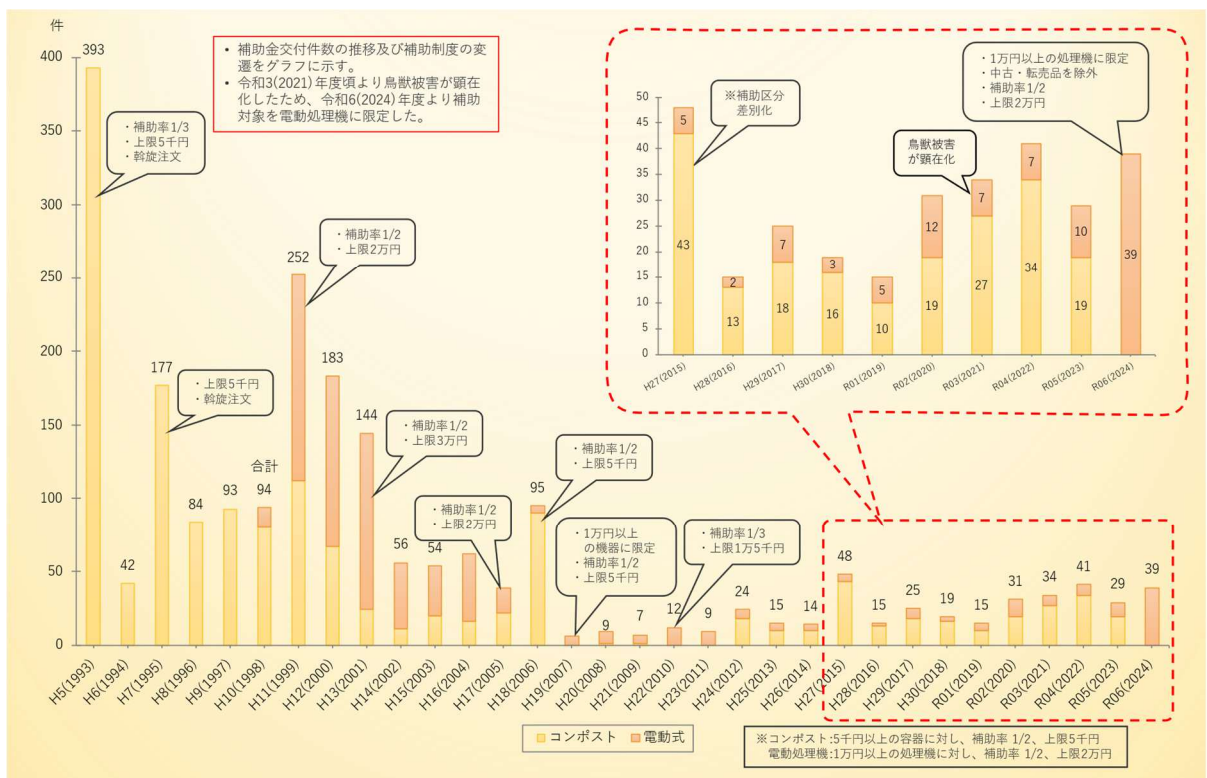


図 23 生ごみ処理機の補助件数と制度の変遷

イ PTAの資源回収による資源の循環的利用の促進

平成3(1991)年度に「飯山市資源物回収助成金交付要綱」を制定し、古紙回収を行った団体に対し助成することで、市内における資源回収の推進を図ってきた。

平成10(1998)年代は回収量は増加傾向にあり、平成20(2008)年度前後に回収量のピークに達するも、以降は電子書籍の流通による紙書籍自体の減少のほか、近年の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の発令の影響等もあり、回収量はピーク時の約2割程度まで落ち込んでいる。

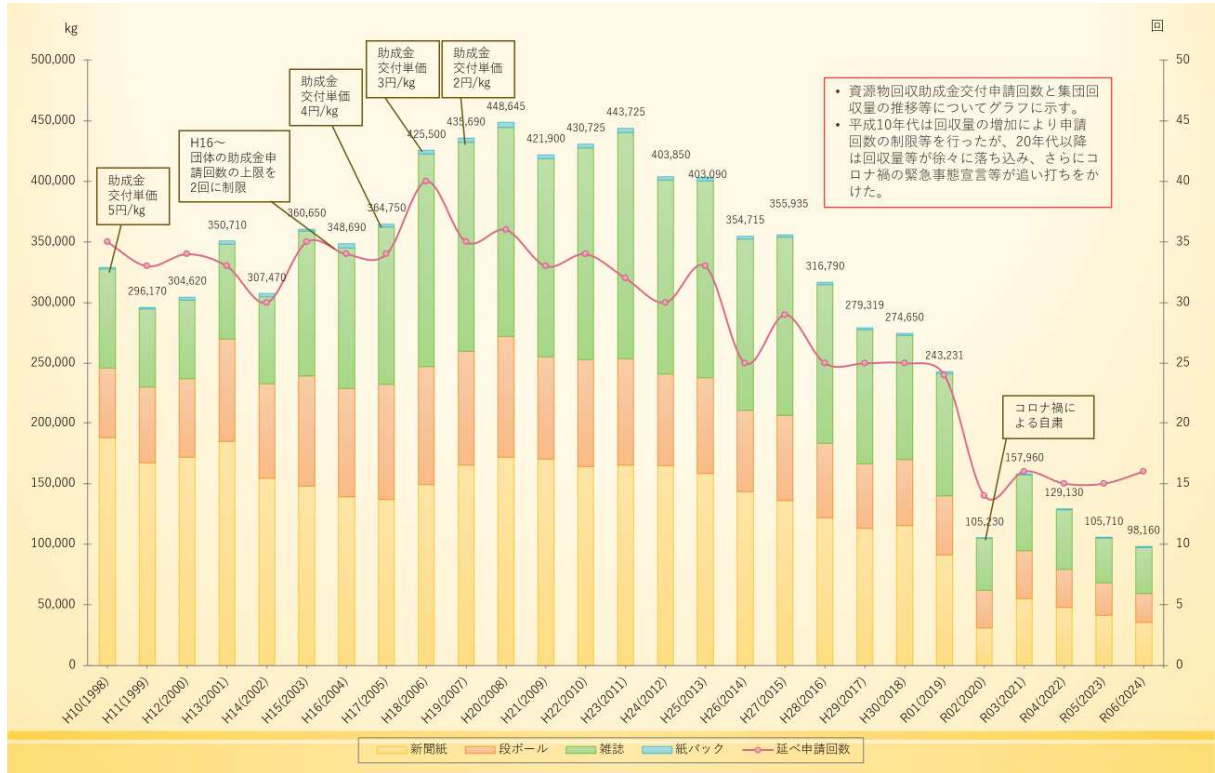


図24 PTAの資源回収による資源の循環的利用の促進

(2) ごみ処理・リサイクル体制の充実及び強化

ア 資源物休日回収を通じた資源物回収量の向上

家庭における資源物の保管及び排出の困難性を解消するため、平成 22(2010)年度より資源物の休日回収を開始した。

開始当初は3品目(古紙、ガラスびん、ペットボトル)であった回収品目も、令和 6(2024)年度末には8品目^{※11}にまで拡大。現在、通年2回の頻度で開催しているが、市民への寄与度は高い。

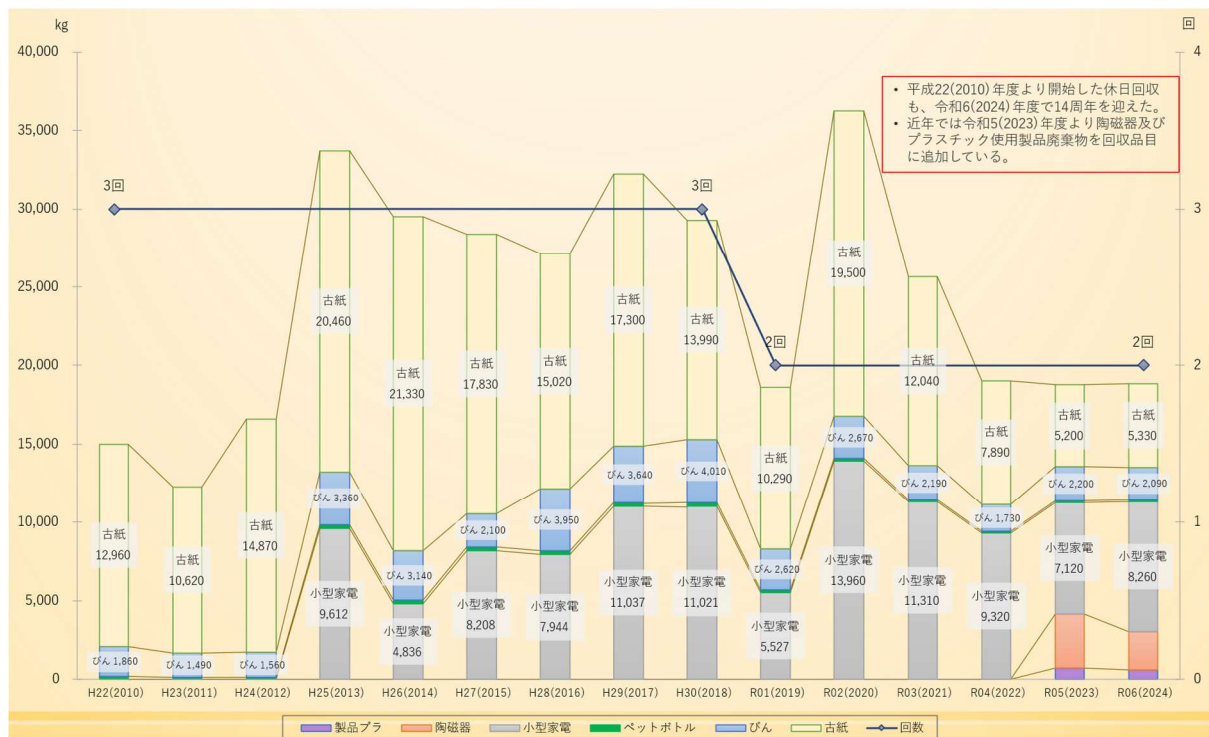


図 25 資源物休日回収を通じた資源物回収量の向上(回収量の推移)

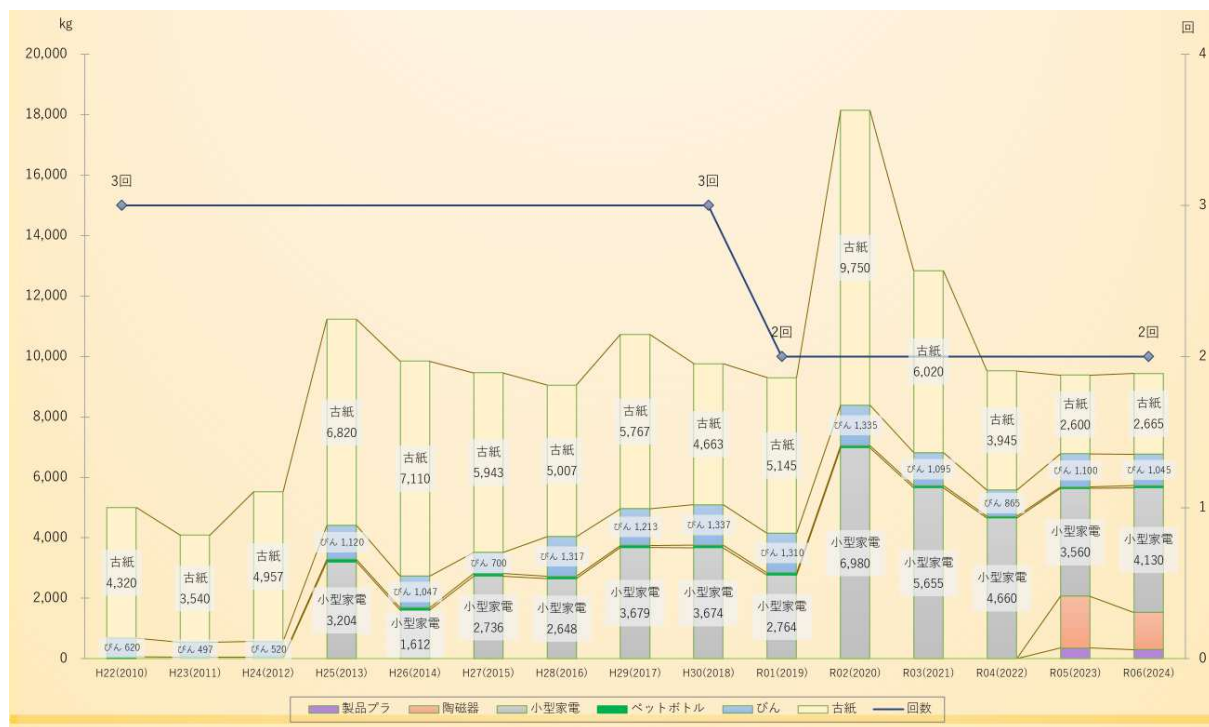


図 26 資源物休日回収を通じた資源物回収量の向上(1回当たり平均回収量の推移)

※11 ①古紙、②ガラスびん、③ペットボトル、④古着、⑤廃食用油、⑥使用済み小型家電、⑦プラスチック使用製品廃棄物、⑧陶磁器

イ 使用済み小型家電等及び家電四品目の自宅回収

廃棄方法に悩むパソコンや携帯電話、大型家電製品の処理困難性を解消するため、令和3(2021)年11月から宅配便を活用したパソコン及び使用済み小型家電の回収事業を、更に令和6(2024)年1月からは家電四品目の自宅回収サービスを開始した。

「使用済み小型家電」とは

- 小型家電リサイクル法^{※1}で規定する28品目の「家電ごみ」
- 内容は資源有効利用促進法^{※2}でリサイクルが義務付けられた「パソコン類」+電気・電池で動く下表のもの

※1：使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
 ※2：資源の有効な利用の促進に関する法律

1	電話機・FAXなど	15	電動式吸入器など
2	携帯電話・PHS・ACアダプターなど	16	フィルムカメラなど
3	ラジオなど	17	炊飯器・電子レンジなど
4	デジタルカメラ・ビデオカメラ・DVDレコーダーなど	18	扇風機・除湿器など
5	デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセットなど	19	アイロン・掃除機など
6	パソコンなど	20	こたつ・電気ストーブなど
7	ハードディスク・USBメモリなど	21	ヘアドライヤー、電気かみそりなど
8	プリンターなど	22	マッサージ機など
9	ディスプレイなど	23	ランニングマシンなど
10	電子書籍端末など	24	電気芝刈り機など
11	電動ミシンなど	25	照明機器など（蛍光灯・電球は対象外）
12	電気ドリルなど	26	デジタル時計など
13	電卓など	27	キーボード、エレキギターなど
14	ヘルスメーターなど	28	ゲーム機など

上記付属品（リモコン、ACアダプター、ケーブル、プラグ、ジャック、充電器等）を含む

図 27 使用済み小型家電の詳細

飯山市における使用済み小型家電の処理（サービス開始前）

- 不燃ごみ収集（週2回）
- エコパーク寒川へ直接持ち込み（随時）

} エコパーク寒川で選別・処理後、一部は売却、一部は埋立

- 一般廃棄物処理業者へ依頼（随時）

⇒ 処理業者が売却・処分

- 資源物休日回収での回収（年2回程度）

⇒ 小型家電リサイクル法の認定事業者により処理

図 28 従来の使用済み小型家電の処理方法

市では、小型家電リサイクル法認定事業者*と連携協定を締結し、パソコン・小型家電を「便利」に「かんたん」に回収できる宅配便リサイクルの回収を推奨しています。回収の申込みは、連携事業者が運営するWEBサイトから直接お申し込みください。

*リネットジャパンリサイクル(株)

https://www.renet.jp/ リネットジャパン 検索	お問い合わせ ☎0570-085-800 (受付時間：10時～17時)
---	--


宅配便での回収だから便利です!

ご自宅等から回収 最短翌日回収


簡単3ステップ

\ ご自宅での回収を待つだけ! /


1 お申し込み



2 回収物を詰める



3 佐川急便が回収



段ボール箱は、ご自身でご用意ください。


データ消去も安心!

個人情報心配なパソコンや携帯電話を

国が認定した工場
安全にリサイクルします。


無料

データ消去ソフト付!




! パソコンの初期化だけでは個人情報などのデータは消えていません。

どんなパソコンでもOK!



デスクトップ
パソコン



ノート
パソコン

壊れていても
OK!

古くても
OK!

HDDがなくても
OK!

●箱は3辺合計140cm以内、20キロ以内

- パソコンのほか、小型家電やプリンターなどの周辺機器も一緒に回収が可能です。
- パソコンを含む段ボール1箱分(3辺の合計が140cm以内、重さ20kg以内)の回収料金が無料になります。

図 29 使用済み小型家電等の宅配便回収事業の概要

家電4品目をリサイクルする手順

①まずは

家電販売店に相談する

- 買い替え時以外は、家電販売店が自社で販売していない廃家電を引き取る義務はありませんので、ご注意ください
- 処分を依頼する際には、**【リサイクル料金+収集・運搬料金】**が必要です

②相談できる家電販売店が近くにないときなど

市内一般廃棄物処理業者に依頼する


- 事前に品目やメーカー、大きさを確認のうえ、次の許可業者に依頼してください
- (有)松原商事 ☎62-1544
- (有)水野商店 ☎62-2231
- 処分を依頼する際には、**【リサイクル料金+収集・運搬料金】**が必要です

③ご自身で指定引取場所へ持ち込む

- 事前に郵便局で家電リサイクル料金を払い込み、最寄りの指定引取場所へ持ち込みます
- 西濃運輸(株)長野指定引取場所(長野市真島町)
- この場合、収集・運搬料金はかかりません


×これはダメ×

× 町中を巡回



ご家庭のゴミなんでも回収します

× チラシを配布・ネットで公告



× 空き地で回収




図 30 従来の家電四品目の処理方法

31

便利になった3つのポイント



図 31 家電四品目の自宅回収サービスの概要

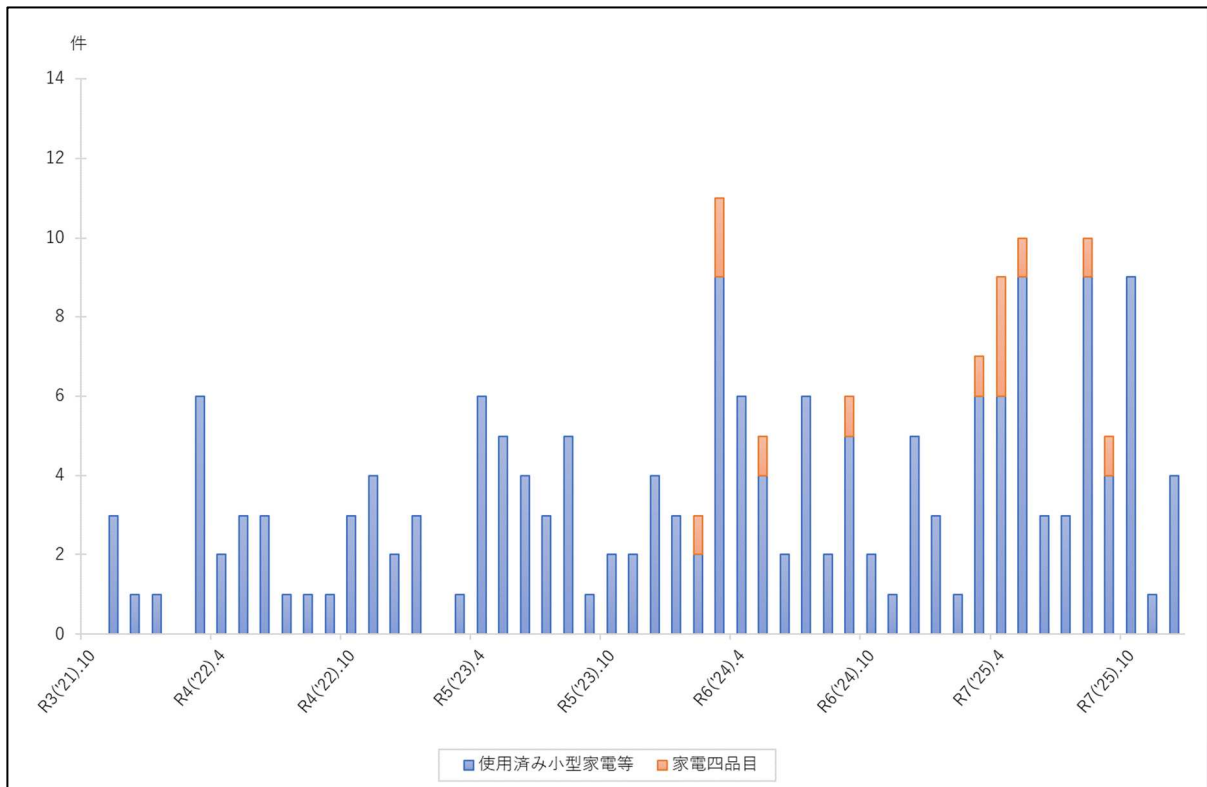


図 32 回収件数の推移

(3) 環境教育、啓発活動等の推進

ア 飯山小学校6年2組による「ごみフェア」の開催

飯山小学校の令和4(2022)年度6年2組では、前年度から学区内でのごみ拾い活動等に取り組み、その集大成として、令和4(2022)年6月25日に同校初の「ごみフェア」を開催。

前日24日には、ごみフェア前日発表会も行われた。



図 33 飯山小学校6年2組による「ごみフェア」の開催

イ ごみ・資源物収集カレンダーリニューアル

市民から改善の声が多かった「ごみ・資源物収集カレンダー」の様式について、20 数年来用いてきた「品目別収集表」から「七曜表形式」に変更、片面半年表示でリバーシブル式とした（令和 7（2025）年度から）。

併せて作成した英語版のカレンダーについては、英語情報サイト「IIYAMA-NUAL(イイヤマニュアル)」に掲載し、飯山市在住の外国籍の方に提供している。

H21(2009)年度
H16(2004)年度
H24(2012)年度
H29(2017)年度
令和7年度 飯山市ごみ・資源物収集カレンダー（令和7年4月～令和7年9月）
令和7年度 飯山市ごみ・資源物収集カレンダー（令和7年10月～令和8年3月）

- 市民から改善の声が多かった「ごみ・資源物収集カレンダー」の様式について、従来の品目別収集表から七曜表形式に変更、片面半年表示でリバーシブル式とした。
- 併せて作成した英語版のカレンダーについては、英語情報サイト「IIYAMA-NUAL(イイヤマニュアル)」に掲載。

図 34 ごみ・資源物収集カレンダー デザインの変遷

H15(2003)～18(2006)
H21(2009)～22(2010)
H23(2011)～24(2012)
H25(2013)～26(2014)
H27(2015)～
H29(2017)～
R02(2020)～
R07(2025)～

図 35 ごみの分け方・出し方ガイド(ごみ・資源物分別ガイドブック) デザインの変遷

(4) 市民ニーズに応じた情報の提供

ア 携帯端末向けアプリケーションの導入



LINEで使えるごみ・資源物の分別 Q&A をご活用ください！

「このごみはどう出せばいいの？」という疑問にお答えする LINE のアカウントを開設しました。

どう分別すればいいかわからないごみ、出し方がわからないごみを送信すると、分別の仕方やし方を自動応答でお答えします。

24 時間 365 日簡単に使えてすぐに回答が返ってきます。

QR コードから友だち追加の上、是非ご利用ください。

令和 7 年 3 月現在、対応ワードは 1,200 ワードを超えていますが、対応していないワードには上手く答えられない場合がありますのでご理解ください。

また、個別のお問い合わせにはお答えできかねますので、御不明な点がある場合や上手く回答が返ってこなかった場合は、市役所 市民環境課までお問い合わせください。

キーワードの例) 電池、生ごみ、靴、ハンガー、パソコン、洗濯機、タイヤ 等

QR コードから友だち追加！

LINE ごみ・資源物分別 Q&A LINE アカウント

電池

「電池」や「モバイルバッテリー」は「有害ごみ」です。もえないごみとは別の袋や箱に入れ、「電池」と明記するとともに姓名をして、もえないごみの収集日に出してください。充電式の家電製品でバッテリーが取り外せない製品は、そのまま燃焼に出してください。

なお、「自動車用のバッテリー」は市では引取できません。自動車用品販売店、自動車整備工場、市の一般廃棄物収集運搬業の許可業者に相談してください。

(チャットイメージ)

- 令和元(2019)年11月、野沢温泉村の提案により、岳北3市村でごみ分別アプリ導入の検討を開始。
- 3市村間での調整を経て、既製アプリケーションではなく、SNSのオフィシャルアカウントの汎用性を活かしたツールの一部として利用することを検討。
- 令和6(2024)年8月26日より、「LINEを活用したごみの出し方Q&A」β版の試用を課内で開始。開始時点で約800のキーワードに対応。
- 令和6(2024)年9月24日より、「LINEを活用したごみの出し方Q&A」の試用を庁内で開始。運用前の9/20時点で971のキーワードを応答リストに登録、10/1現在、1200ワードに対応。
- 上記試用期間を経て内容をブラッシュアップ、令和7(2025)年度当初より正式運用開始に至る。

図 36 LINE で使えるごみ・資源物の分別 Q&A

(5) ごみ処理の課題に対する取組

ア プラスチック製容器包装・製品の一括回収に向けた取組

家庭ごみのうち、容積比で約6割を占める「容器包装廃棄物」を「資源」へと甦らせるため、平成7(1995)年6月に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)」が公布され、平成9(1997)年4月にガラスびん及びペットボトルを対象とした再商品化事業が本格施行された。

容器包装リサイクル法は、平成12(2000)年4月に紙製容器包装及びプラスチック製容器包装を対象品目に加え完全施行され、本市においても平成15(2003)年4月よりプラスチック製容器包装の分別収集を開始した。

容器包装リサイクル法の施行後20年以上が経過したが、その他プラスチック製廃棄物の有効利用率は低く、また昨今においては、海洋プラスチックごみ問題を始めとする諸問題が浮上。こうした事情を背景に、多様な物品に使用され廃棄されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化するため、令和4(2022)年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(以下「プラスチック資源循環促進法」という。)」が施行され、プラスチックのライフサイクル全般での「3R+Renewable^{※12}」を促進するための措置が講じられた。

この法律の施行により、従来、廃棄物として処理されていたプラスチック製品の資源循環プロセスが構築され、容器包装・製品ともにプラスチック資源としての一括回収・再商品化が可能となった。

※12 プラスチック問題への対策として、従来の3R(リデュース・リユース・リサイクル)に再生可能資源への転換を意味する「Renewable」を加えた考え方であり、プラスチックを「再生可能な素材」に置換する取組。

プラスチックのリサイクルに向けたこれまでの取組

年度	内容
H07('95)	(国) 各種リサイクル法の先駆け「容器包装リサイクル法」がスタート
H11('99)	(国) ゼロカーボンの源(みなもと)「地球温暖化対策推進法」がスタート
H15('03)	(市) 「容器包装リサイクル法」に基づき、プラごみ(容器包装ごみ・製品ごみ)のうち「容器包装ごみ」の分別収集・リサイクルを開始
<p>… 容器包装リサイクル法・地球温暖化対策推進法がスタートしてから20年以上が過ぎても、プラごみの有効利用は低く、海洋プラスチック問題や気候変動等の諸問題が浮上</p> <p>… この間、「プラスチック製品ごみ」のリサイクルは中々進まず、「ごみ」として処理</p>	
R01('19)	(国) 使い終わった製品を、繰り返し資源として使う体制を強化するため、「プラスチック資源循環戦略」を策定
R04('22)	(国) プラスチック資源循環の取組を進めるため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、「プラスチック製品ごみ」もリサイクルできる仕組みがスタート
R05('23)	(市) 「プラスチック製品ごみ」の分別収集を試験的に実施(11月)
R06('24)	(市) 「プラスチック製品ごみ」の分別収集を試験的に実施(9~11月)
R07('25)	(市) 地球温暖化対策に資するため、「プラスチック製品ごみ」の分別収集を正式に実施

図 37 プラスチックのリサイクルに向けた取組の変遷

本市では、令和 5 (2023)年度から 6 (2024)年度の 2 年間、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集を試行し、将来的なプラスチック製容器包装との一括回収を目指し、令和 7 (2025)年度より個別品目として分別収集を開始した。

The figure displays six informational posters for plastic waste collection trials, arranged in a 2x3 grid. The top row shows the R5 (2023) trial and the R6 (2024) trial. The bottom row shows the R6 (2024) trial again. Each poster includes a title, a list of collectible items, collection methods, and dates. The posters are in Japanese and feature colorful graphics and icons.

図 38 令和 5 (2023)年度～ 6 (2024)年度試行チラシ

2ヶ年度の試行結果

○プラスチック使用製品廃棄物分別収集 試行結果

R5(2023)試行結果 (単位:kg)

収集日	収集地区	収集量	備考
R5(2023).11.1(水)	常盤地区	50	南松原商事
R5(2023).11.8(水)	太田地区	80	南松原商事
R5(2023).11.11(土)	飯山地区	170	南飯山清掃社
R5(2023).11.15(水)	木島地区	120	南松原商事
R5(2023).11.22(水)	秋津地区	90	南松原商事
R5(2023).11.29(水)	瑞穂地区	60	南松原商事
小 計		570	

【参考】資源物休日回収での回収実績

(単位:kg)

回収日	回収量
R5(2023).10.28(土)	380
R6(2024).3.9(土)	330
R6(2024).10.12(土)	400
平均	370

R6(2024)試行結果 (単位:kg)

収集日	収集地区	収集量	備考
R6(2024).9.4(水)	瑞穂・常盤	80	南松原商事
R6(2024).9.11(水)	太田・岡山	60	南松原商事
R6(2024).9.18(水)	秋津・木島	130	南松原商事
R6(2024).9.25(水)	柳原・富倉・外棟	50	南松原商事
R6(2024).9.28(土)	飯山	190	南飯山清掃社
小 計		510	
R6(2024).10.2(水)	瑞穂・常盤	20	南松原商事
R6(2024).10.9(水)	柳原・富倉・外棟	60	南松原商事
R6(2024).10.16(水)	太田・岡山	60	南松原商事
R6(2024).10.23(水)	秋津・木島	50	南松原商事
R6(2024).10.26(土)	飯山	80	南飯山清掃社
小 計		270	
R6(2024).11.6(水)	瑞穂・常盤	90	南松原商事
R6(2024).11.13(水)	太田・岡山	70	南松原商事
R6(2024).11.16(土)	飯山	150	南飯山清掃社
R6(2024).11.20(水)	秋津・木島	60	南松原商事
R6(2024).11.27(水)	柳原・富倉・外棟	60	南松原商事
小 計		430	
合 計		1,210	

R6(2024)月別・収集地区別収集量 (単位:kg)

地区	R6(2024).9	R6(2024).10	R6(2024).11	合計	最小	最大	平均
飯山	190	80	150	420	80	190	140
秋津・木島	130	50	60	240	50	130	80
瑞穂・常盤	80	20	90	190	20	90	63
柳原・富倉・外棟	50	60	60	170	50	60	57
太田・岡山	60	60	70	190	60	70	63
合計	510	270	430	1,210	260	540	403
平均	102	54	86	242	52	108	81

図 39 令和 5 (2023)年度～ 6 (2024)年度の試行結果

ごみ・資源物の分別収集に関するお知らせ

「プラスチック製品ごみ」の分別収集を開始します

これまで、ご家庭から出る「プラスチックごみ」のうち、「プラスチック製容器包装」だけを分別収集・リサイクルをし、同じ素材でできている「プラスチック製品」は、「もえるごみ」又は「もえないごみ」として処理してきましたが、令和 4 (2022)年 4 月 1 日より「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」がスタートし、「プラスチック製品」についてもリサイクルすることができる仕組みが設けられました。

市では、この仕組みの導入に向け、ステーションでの収集や資源物休日回収等を通じ試験的に取り組んできましたが、令和 7 (2025)年 4 月より正式に分別収集を開始します。市民の皆さまのご協力をお願いします。

「プラスチック製品ごみ」として分別をお願いするもの

- 100%プラスチック素材で、大きさが50cm未満のもの
- ✕ 金属やゴムなど、違う素材が少しでも混ざっているもの
- ✕ 汚れているもの（洗っても汚れが落ちないもの）

→ 「プラスチック製品ごみ」としては収集しませんので、今までと同じ方法で分別してください。

○ 下表のイラストは一例です。収集対象は全部で38品目です。

CD・DVD・ブルーレイディスクのケース (ディスクは「もえるごみ」です)	ストロー	ポリタンク(中に灯油が入っていたものは空にしてください)	定規、物差し
プリンター(水洗いをして土や泥を完全に落とすしてください)	プラスチック製ハンガー	ナイロン袋、ビニール袋、ポリ袋	バケツ・洗面器・ボウル(調理器具)
タッパー・型保存容器	スポンジ	お椀・茶碗・皿	その他の対象品目や、出し方などの詳細は裏面をご覧ください。

「プラスチック製品ごみ」収集品目一覧表

品名	品名
お椀・茶碗	ストロー
カセットテープのケース	スポンジ
カメラのフィルムケース	製氷皿
くし	洗面器
靴べら	タッパー・型保存容器
クリアファイル	ちりとり
クリーニング後のビニール袋	ナイロン袋・ビニール袋・ポリ袋
計量カップ	ハエたたき
コップ	バケツ
ごみ箱	バススリッパ
皿	ハンガー
三角コーナー	布団たたき
CD、DVD、ブルーレイディスクのケース	プリンター (洗って土や汚れを落とす)
下敷き	ペーパーバス
定規・物差し	弁当箱
じょうろ	ボウル (調理器具)
スプーン	哺乳びん (飲み口を除く)
フォーク	ポリタンク
箸	虫かご

【出すときの注意事項】

- ・ 汚れをよく落とすしてください。
- ・ スプーン、フォーク、箸やストローなど小さなものは、透明又は半透明な袋に入れ、袋に「**記名**」をして出してください。量が多いときは、「もえるごみ・もえないごみ指定袋」をご利用ください。
- ・ 50cm以上のものは、切ったりして50cm未満にすれば収集が可能です。(例：プリンター)
- ・ 50cm未満でも袋に入らないものは、直接記名し、そのまま出してください。
- ・ **プラスチック製容器包装**とは一緒に収集しません。それぞれ別々に分別し、決められた場所・収集日に出してください。

【集める場所・出す場所】

- ・ 毎月 1 回、「古紙回収ステーション」で収集します。そのほかのステーションでは収集しません。
- ・ 「古紙回収ステーション」に設置された「回収用ネット」に出してください。
- ・ 収集日は、3月にお配りする「ごみ・資源物収集カレンダー」でお知らせします。

担当：市民環境課 生活環境係
電話：0269-67-0726 内線192

図 40 分別収集開始に当たっての全戸配布チラシ

イ 指定ごみ袋のバイオマスプラスチック素材への切替

平成5(1993)年に導入した「燃えないごみ専用袋」は、排出の際に紐等を用いて開口部を縛る必要があり、その利便性には課題があったため、その解消に向けた仕様変更と併せ、素材の見直しを行った。

なお、「燃えないごみ専用袋」の使用頻度等を考慮すると、バイオマスプラスチック素材への切替は価格水準に影響を及ぼすおそれがあったため、リサイクル原料の使用を代替策とした。また、名称を「不燃ごみ指定袋」に改称した。



図 41 市政広報番組フリップ表紙

名 称		現 行	リニューアル版
名 称		燃えないごみ専用袋	不燃ごみ指定袋
形 状		平袋・マチなし 	上下グリップ付き・マチ付き 
原料樹脂		低密度ポリエチレン	ポリエチレン (リサイクル原料10%)
耐冷温度		-30度	-30度
枚 数		20枚	20枚
寸 法	外形	500×700(ミリメートル)	500×700(ミリメートル)
	厚み	0.05(ミリメートル)	0.04(ミリメートル)
包 装		スタンダード包装 (1/8折り)	ロール包装 (20枚巻き)
外 観			

図 42 「不燃ごみ指定袋」変更前後の比較(1)

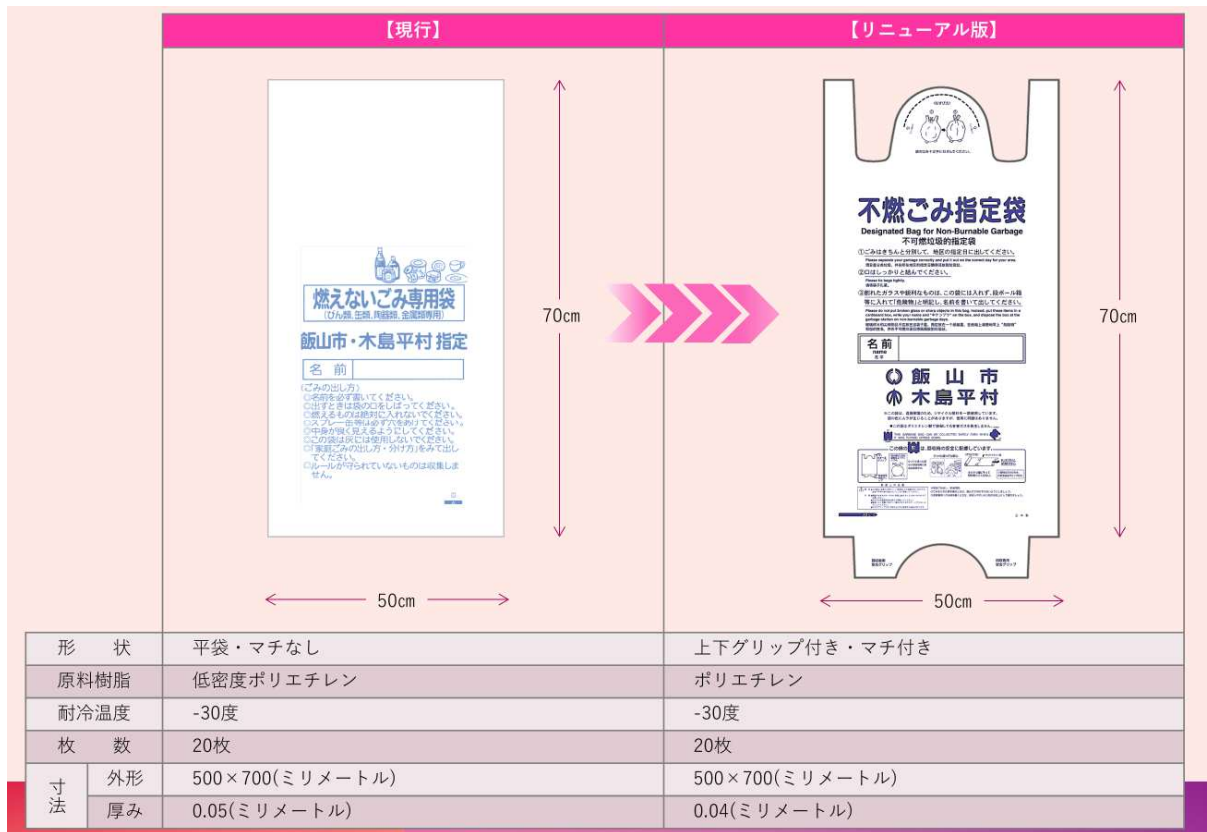


図 43 「不燃ごみ指定袋」変更前後の比較(2)

(5) 家庭ごみ（もえるごみ）の組成

ごみステーションに排出された家庭ごみの分別状況や資源物の混入状況等を把握するため、もえるごみの組成調査を定期的に行っている。

令和2(2020)年8月以降は、食品ロス廃棄物の混入状況についても把握を行っている。

食品ロスと家庭ごみ組成調査での分類方法

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことで、発生要因ごとに「①直接廃棄（手つかず食品）」、「②過剰除去」、「③食べ残し」の3つに大別され、不可食部（野菜や果実の皮、肉や魚の骨など）も含めたものが食品廃棄物である。

食品廃棄物（可食部・不可食部 ^{※13} ）
食品ロス（可食部 ^{※14} ）
①直接廃棄（手つかず食品） 賞味期限切れ等により料理の食材として使用又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの
②過剰除去 不可食部を除去する際に過剰に除去された可食部(例:厚くむきすぎた野菜の皮など)
③食べ残し 調理され又は生のまま食卓にのぼった食品のうち、食べきれずに廃棄されたもの

従来の組成調査では、食品廃棄物を一括して「生ごみ」として分類していたが、令和2(2020)年8月以降は、生ごみの中から更に上記の①と③をピックアップして分類している。

※13 不可食部は、野菜や果物の皮、肉や魚の骨など、主に調理の過程で除去が必要となる部分

※14 食品ロスは、本来食べられるにもかかわらず、ごみとして廃棄されたもの

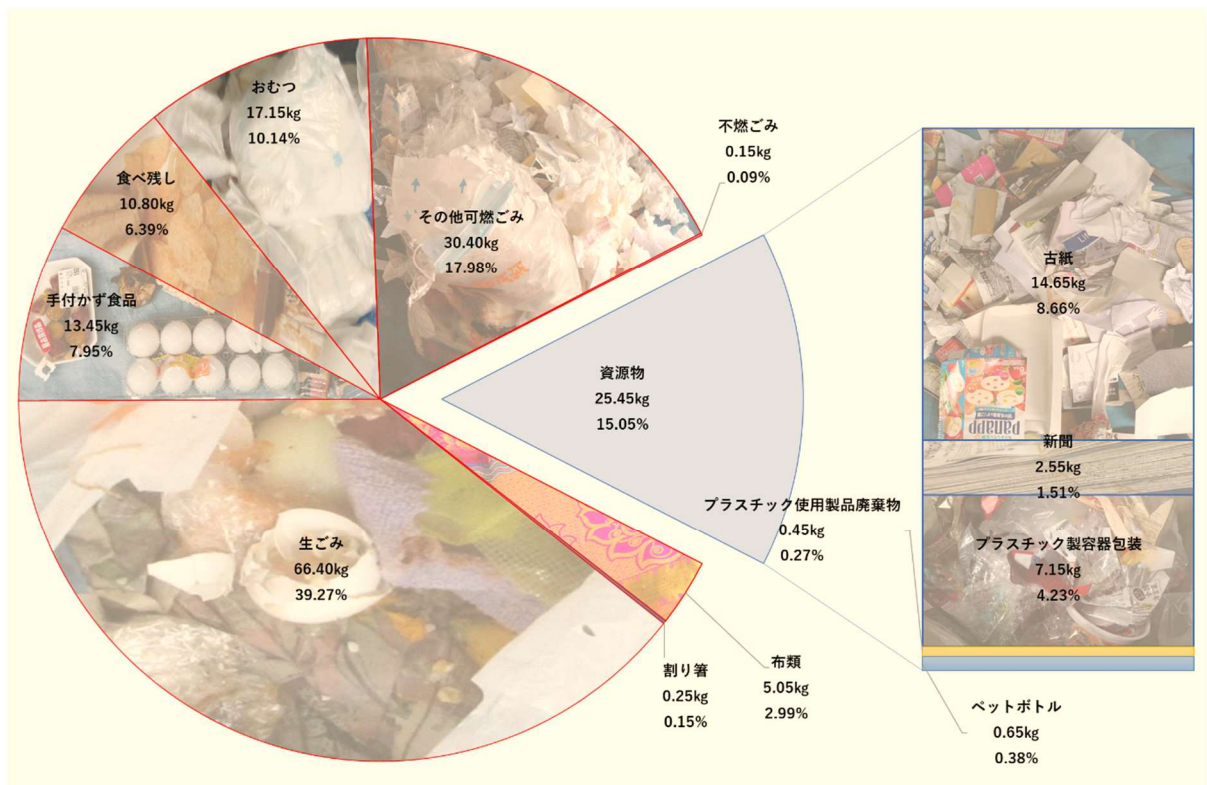


図 44 令和7(2025)年8月 夏季の家庭ごみ（可燃ごみ）組成割合

8 数値目標の達成状況

前計画における数値目標の達成状況を表15に示す。

令和5(2023)年度において、1人1日当たりのごみ排出量は目標値を前倒しで達成したが、その他の項目では達成に至らなかった。

区分	H30(2018)年度 実績値	R5(2023)年度 実績値	R7(2025)年度 目標値
1人1日当たりのごみ排出量	808 g	764 g	790 g
うち、家庭系ごみ	445 g	457 g	406 g
総排出量	6,247 t	5,387 t	5,160 t
リサイクル率	17.4%	13.6%	20.0%
最終処分量	731 t	823 t	—

(一般廃棄物処理事業実態調査)

表 15 前計画における数値目標と達成状況

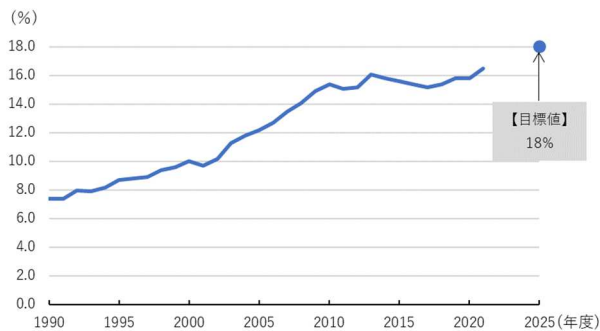
9 ごみ処理の課題

(1) 社会情勢の変化に伴う課題

令和6(2024)年に閣議決定された第六次環境基本計画では、環境保全を通じた「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度^{※15}、ウェルビーイング^{※16}、経済厚生^{※17}の向上」(以下「ウェルビーイング/高い生活の質」という。)の実現を目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を向上させることで経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築を目指すこととしており、循環基本計画においても環境保全を前提とした循環型社会の形成と、これを通じた持続可能な社会の実現を目指している。

近年では、食品ロスの削減の推進に関する法律や、プラスチック資源循環促進法が施行されたほか、温室効果ガスの排出削減にも資する「3R+Renewable」の推進による循環経済への移行を加速化した取組が行われた結果、資源生産性^{※17}や入口側の循環利用率^{※18}が大幅に向上したものの、近年の循環利用率は横ばい又は減少傾向となっており、これらをも高める取組を一層強化する必要があるとされている。

なお、社会状況の見地からすると、日本の幸福度は近年上昇傾向にあるものの、先進国の中では低い水準が続いており、「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現には課題があるとされ、現下の状況において循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一層強化するためには、従来の「延長線上の取組」を強化するのではなく、経済社会システム自体を循環型社会に変えていく必要があり、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式へと繋がる「一方通行型の線形経済」から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「循環経済」への移行による循環型社会の形成は、環境・経済・社会各方面の課題を解決しつつ、新たな市場の形成により暮らしを改善し、現在及び将来に向けた「ウェルビーイング/高い生活の質」を高めるものであり、持続可能な社会の実現と併せ、SDGsの達成のためにも重要な要素とされている。



注：推計方法の見直しを行ったため、2016年度以降の数値は2015年度以前の推計方法と異なる

図45 入口側の循環利用率の推移

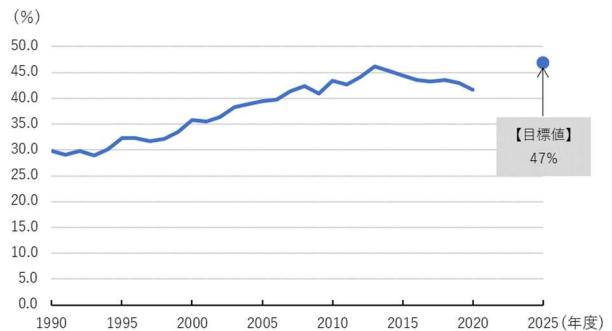


図46 出口側の循環利用率の推移

資料：環境省

※15 経済的な豊かさのほか、心の豊かさや社会的な質を多角的に評価したもの
※16 肉体的にも、精神的にも、社会的にも全てが満たされた状態
※17 GDP/天然資源等投入量
※18 循環利用量/(循環利用量+天然資源等投入量)

(2) 地域における課題

ア 生ごみに含まれる食品ロスの削減

令和7(2025)年8月に実施した家庭ごみ(可燃ごみ)の組成調査の結果、ごみ袋に占める生ごみの割合は、食品ロスを含めると約5割超(生ごみ39.27%、手つかず食品7.95%、食べ残し6.39%)となっており、食品ロスの合計は14.34%となっている。

令和6(2024)年度における本市の可燃ごみの年間処理量は約4,342トンで、主に家庭ごみからなる収集ごみが2,587トンから、単純に食品ロスを推計すると、年間約370トンが食品ロスとして排出されていることになる。

(単位：t)

可燃ごみ	収集ごみ	エコパーク寒川直接搬入			計	可燃性粗大ごみ	合計
		事業系ごみ	一般	小計			
	2,587.10	1,614.60	140.36	1,754.96	4,342.06	170.60	4,512.66

表16 令和6(2024)年度 可燃ごみの年間処理量(仮集計)

イ 低排出・低循環型の構造

図18(P.24)に示すように、本市はごみの排出量が少なくリサイクル率が低い傾向にある。

一般的に、ごみの排出量は全体的に減少傾向にあれば、排出抑制は良好とする一方で、資源の循環利用は不十分であると評価され、廃棄されている資源物をどのように循環の輪に戻すべきかが課題とされる。

なお、県下ではスーパーなどの民間店舗での資源回収が非常に盛んであり、こうして回収された資源物は自治体の統計に含まれないことが多い。

このため、住民意識は高く、見かけ上の数値よりも実際の資源循環は進捗しているにもかかわらず、市町村統計には含まれないためにリサイクル率が低く見えるという「見かけ上の低下」という現象が起きていることが考えられる。

排出量	リサイクル率	評価	影響
少	高	理想的	循環型の象徴、環境負荷が最小限
少	低	不十分	資源が循環されずに廃棄され、最終処分量が増える
多	高	過渡期	分別は努力しているが、消費量自体が多い

表17 ごみの排出量とリサイクル率の課題

資源物の種類	主な回収場所
食品トレイ	スーパー
ペットボトル	スーパー、ドラッグストア
牛乳パック	スーパー、生活協同組合
古紙(新聞・雑誌・段ボール)	ホームセンター・スーパーに併設された無人回収ボックス
アルミ缶・スチール缶	スーパー、酒店

表18 店頭回収されている資源物の一例

ウ 生ごみの屋外放置による野生鳥獣被害

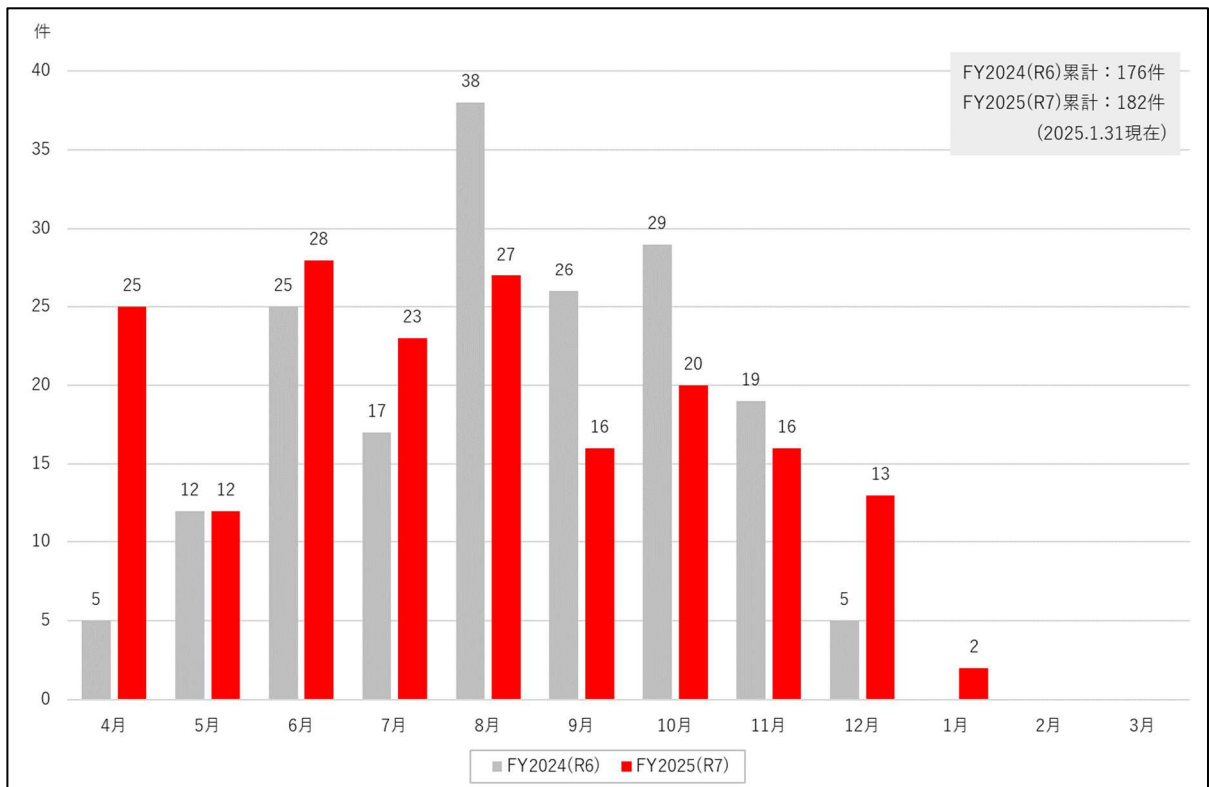
近年、ツキノワグマをはじめとする野生鳥獣被害が顕在化し、放任果樹の除去及び生ごみ処理の徹底など、誘因物の適正処理が求められている。

従来、生ごみの自家処理にはコンポスト（堆肥化）容器の使用を推奨してきた。生ごみの土壌還元は土壌の栄養素の改善に有効であるものの、コンポスト容器の使用方法によっては野生鳥獣の誘因物となり、鳥獣による掘り返しが懸念されるため、自家処理を促進する上での阻害要因となっている。



資料：森林農地整備課

図 47 ツキノワグマ



注：目撃や足跡・爪痕などの痕跡に基づいた出没情報件数

資料：森林農地整備課

図 48 ツキノワグマ出没情報件数(令和 6(2024)年度と令和 7(2025)年度の比較)

ごみ処理基本計画

1 基本方針

あなたの「捨てる」を次なる「資源」に ～意識を変えて「捨てる」を変える

あなたの「捨てる」を
次なる「資源」に



意識を変えて「捨てる」を変える

図 49 本計画における基本方針の概念図

(1) 循環型社会形成に向けた 4 R の推進

循環型社会の形成に向けては、一方通行型の線形経済へと繋がる「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済・社会様式から脱却し、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「循環経済」へと移行していく必要がある。

このため、廃棄物に対しては循環基本法の基本原則に則り、排出抑制を優先的に検討し、次に再使用、再生利用の順にできる限り循環的な利用を徹底し、更に代替素材への転換を行った上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、不法投棄・不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、適正な処理を確保した上で、環境・経済・社会各方面の課題を解決していくことが要求される。

これに向け、市民、事業者及び行政それぞれが適切な役割分担の下で積極的に、かつパートナーシップを発揮して課題に取り組んでいくものとする。

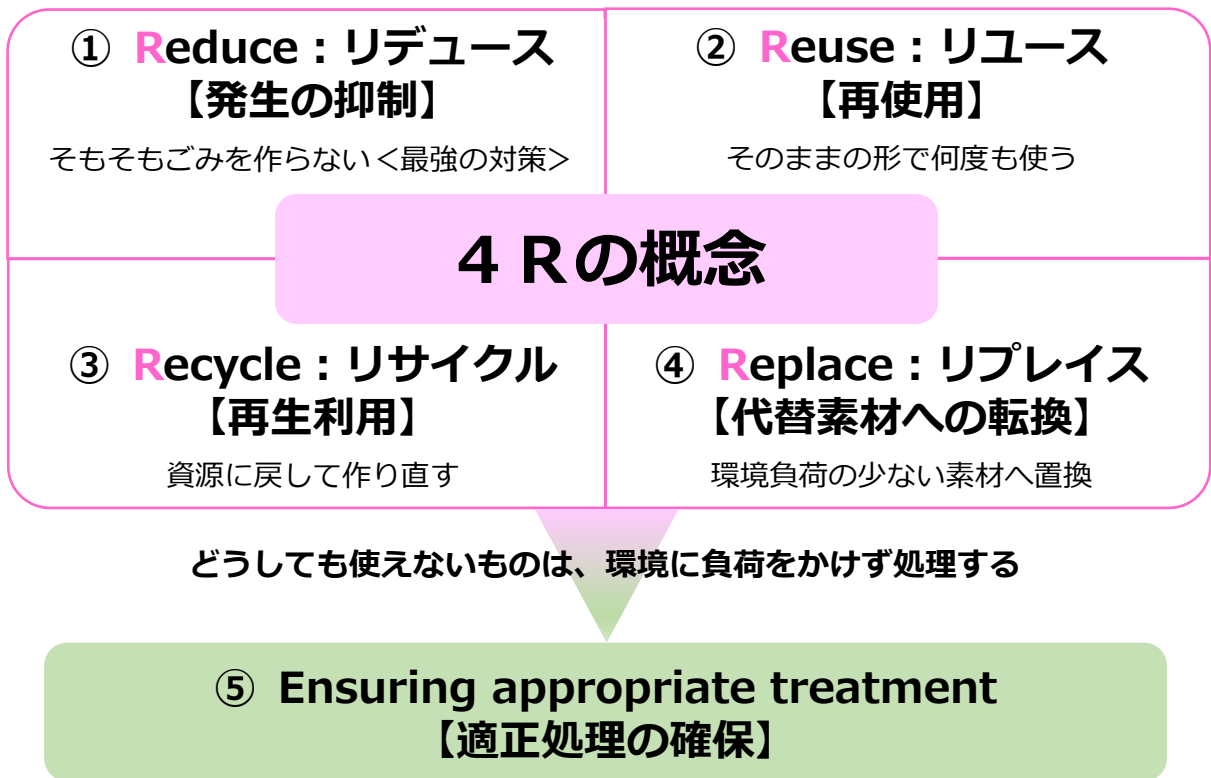


図 50 4 R の概念と廃棄物の適正処理

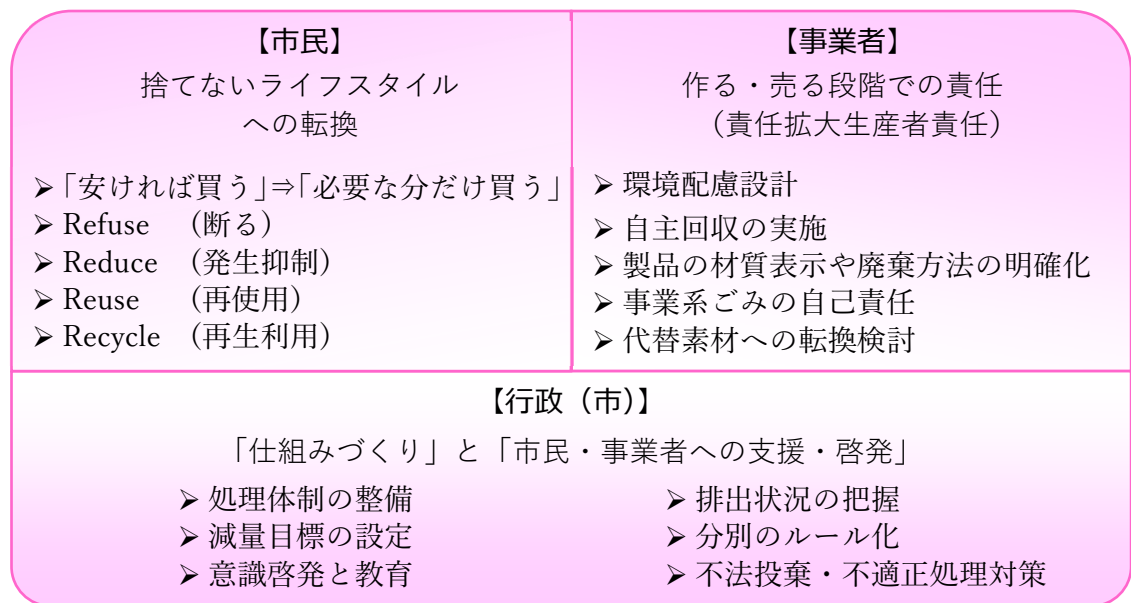


図 51 ごみの排出抑制のための役割分担・責務

(2) 環境への負荷に配慮した行動への取組

日常生活の営みや事業活動を行う中で、環境への負荷の低減が図られる行動が当たり前のこととして行われる地域社会づくりに取り組む。

段階	アクション
購入	ごみになるものを「持ち込まない」(入口で止めるアクション)
使用	価値を使い切る(一つのことを徹底的に使い倒す)
廃棄	資源として次に繋げる(仕方なくごみとして出す際に環境負荷を抑える)

表 19 環境への負荷に配慮したアクション

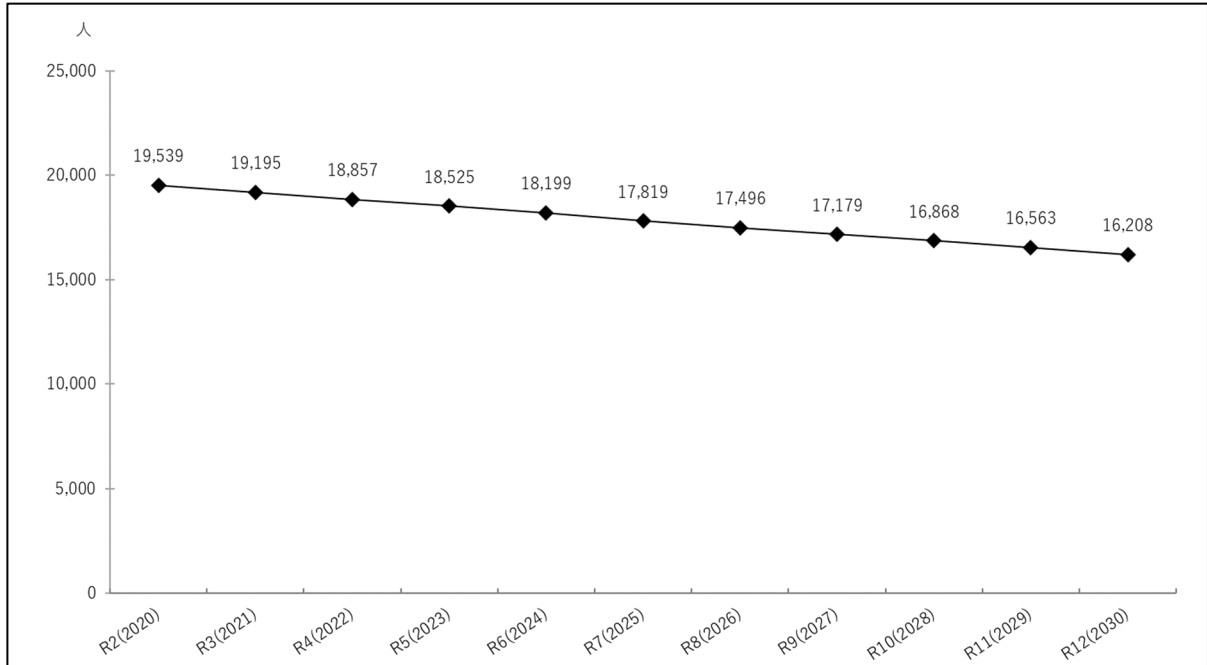
2 ごみの排出量の見込み

(1) 生活系ごみ

ア 将来人口推計

ごみの排出量を推計するに当たり、将来人口を推計する必要がある。

国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口を基に、令和6(2024)年度から令和12(2030)年度までの各年度における本市の人口を推計した。

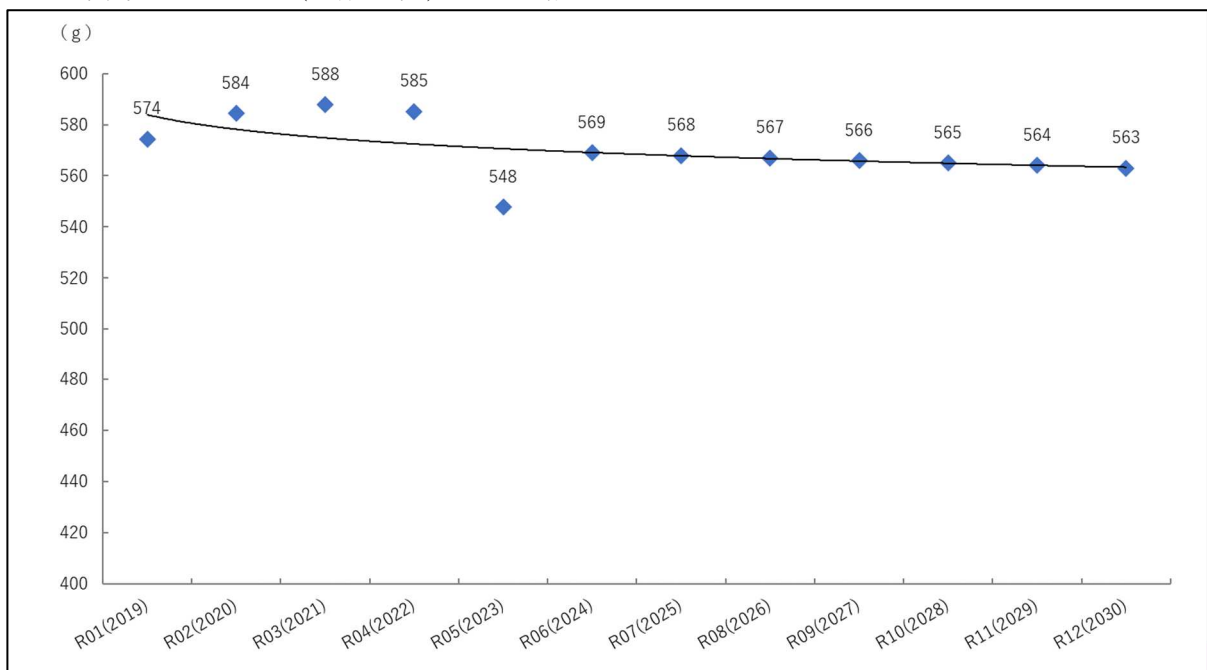


(国立社会保障・人口問題研究所の日本の地域別将来推計人口を基に、市民環境課が推計)

図 52 飯山市の人口の推移

イ 1人1日当たり生活系ごみ排出量の推計

生活系ごみ排出量の見込みは、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度まで(過去5年間)の各年度のトレンド(対数近似)を基に推計する。



(令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までは一般廃棄物処理事業実態調査による。以下同じ。)

図 53 1人1日当たりの生活系ごみ排出量推計結果

ウ 生活系ごみ排出量推計結果

1人1日当たりの生活系ごみ排出量及び将来人口の推計値から、排出量の推計を行う。

$$\text{生活系ごみ排出量(t)} = \frac{\text{1人1日当たりの生活系ごみ排出量 (g/人・日)}}{\text{1000}} \times \text{将来人口(人)} \times \text{年間日数}$$

年度	R06(2024)	R07(2025)	R08(2026)	R09(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)
生活系ごみ排出量(t)	3,780	3,694	3,621	3,559	3,479	3,410	3,331

表 20 生活系ごみ排出量推計結果

(2) 事業系ごみ排出量

令和元(2019)年度から令和5(2023)年度まで(過去5年間)の各年度のトレンド(対数近似)を基に推計する。

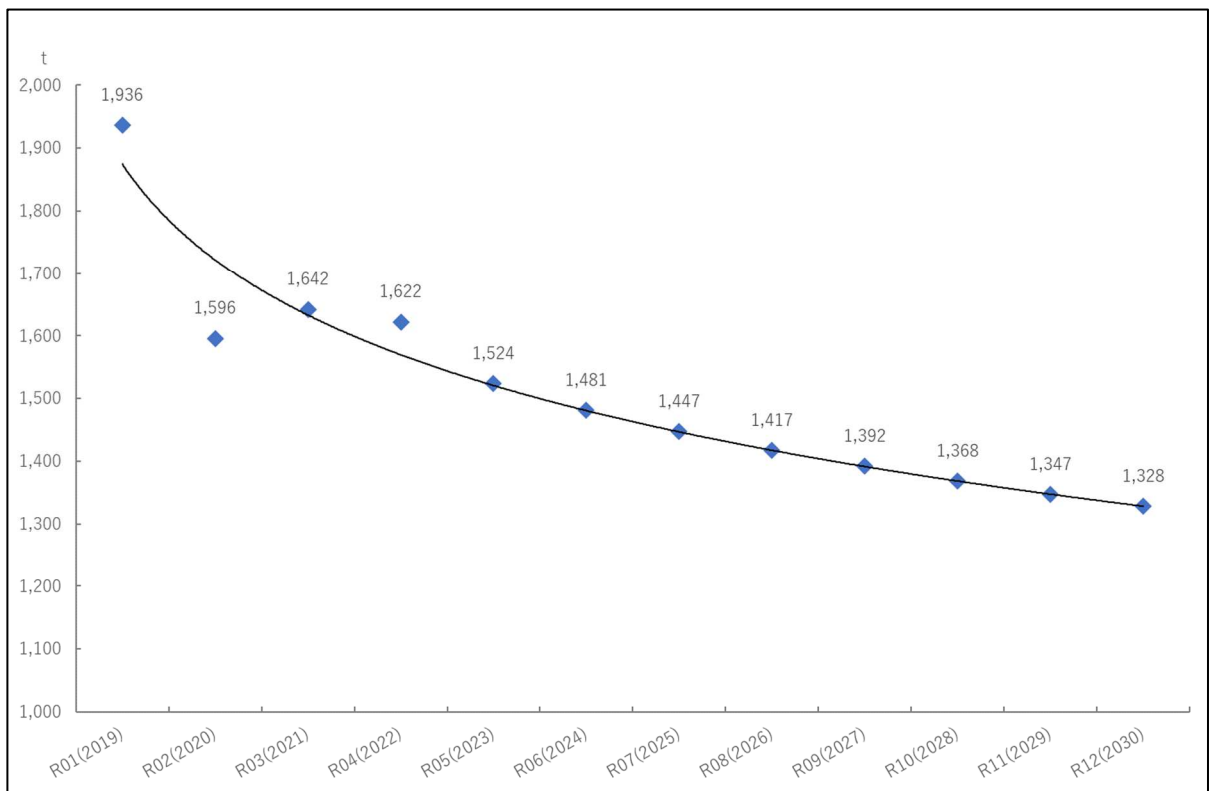


図 54 事業系ごみ排出量推計結果

年度	R06(2024)	R07(2025)	R08(2026)	R09(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)
事業系ごみ排出量(t)	1,481	1,447	1,417	1,392	1,368	1,347	1,328

表 21 事業系ごみ排出量推計結果

(3) 総排出量

上記(1)及び(2)により推計した一般廃棄物の総排出量を下表に示す。

区分	年度	総排出量 (t)				1人1日当たり (g/人・日)			
		生活系	家庭系	事業系	計	生活系	家庭系	事業系	計
実績値	R01(2019)	4,370	3,490	1,936	6,306	574	459	254	829
	R02(2020)	4,353	3,530	1,596	5,949	584	474	214	799
	R03(2021)	4,317	3,485	1,642	5,959	588	475	224	811
	R04(2022)	4,230	3,518	1,622	5,852	585	487	224	810
	R05(2023)	3,863	3,221	1,524	5,387	548	457	216	764
推計値	R06(2024)	3,780	3,022	1,481	5,261	569	455	223	792
	R07(2025)	3,694	2,953	1,447	5,141	568	454	222	790
	R08(2026)	3,621	2,899	1,417	5,038	567	454	222	789
	R09(2027)	3,559	2,848	1,392	4,951	566	453	221	787
	R10(2028)	3,479	2,783	1,368	4,847	565	452	222	787
	R11(2029)	3,410	2,733	1,347	4,757	564	452	223	787
	R12(2030)	3,331	2,668	1,328	4,659	563	451	224	787

表 22 一般廃棄物の総排出量の推計結果

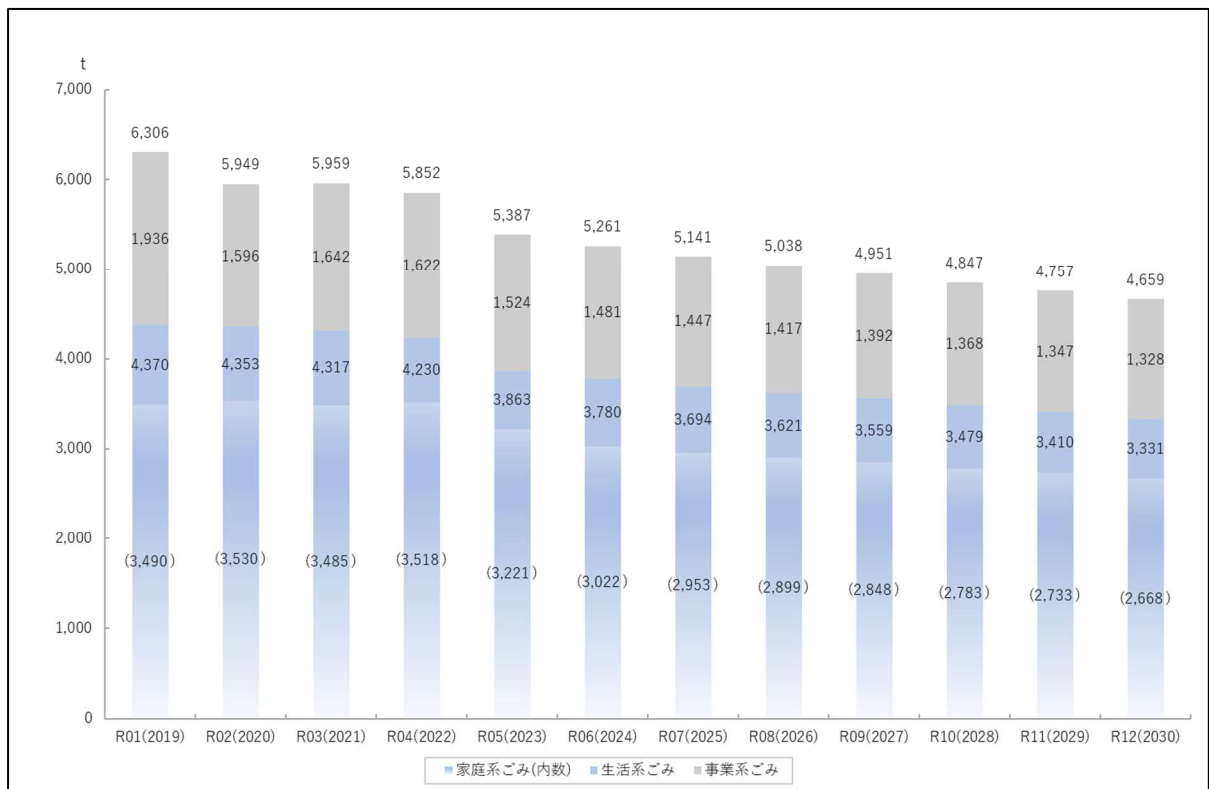


図 55 一般廃棄物の総排出量の推計結果

(4) リサイクル率及び最終処分率

令和元(2019)年度から令和5(2023)年度まで(過去5年間)の各年度のトレンド(対数近似)を基に、リサイクル率及び最終処分率を推計する。

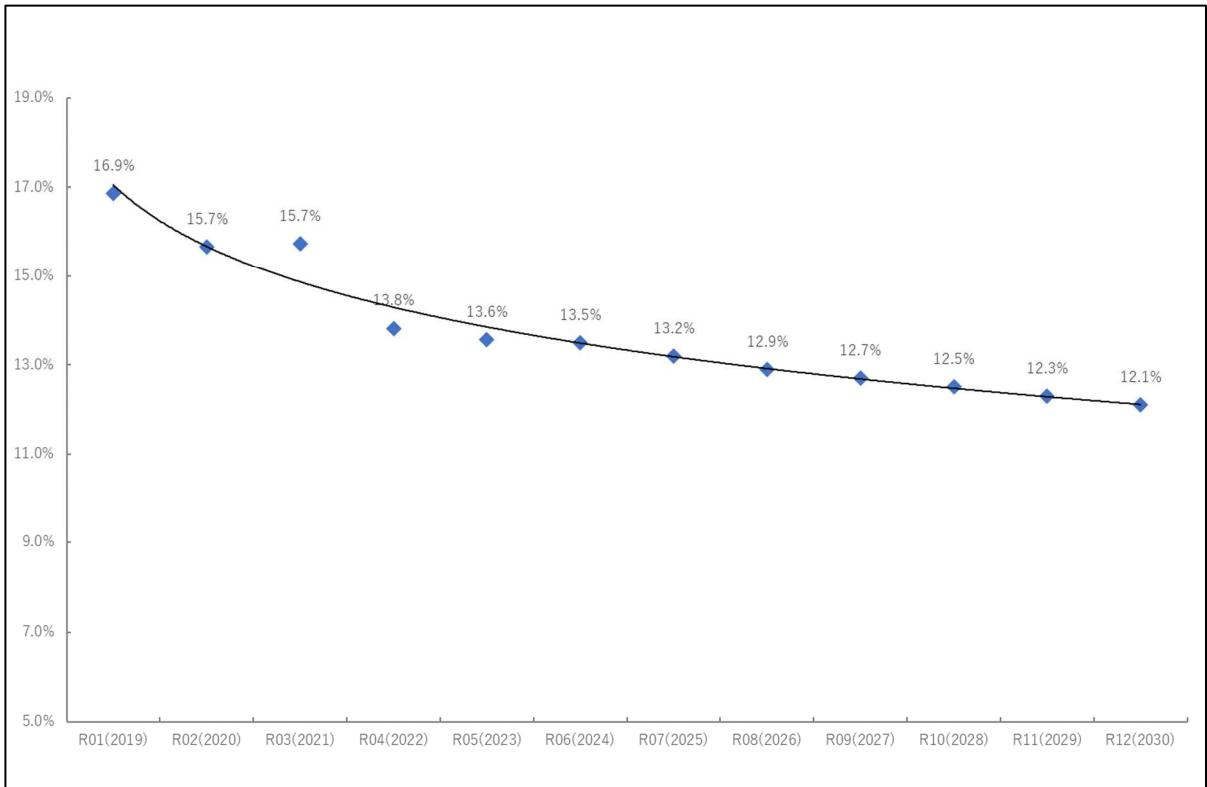


図 56 リサイクル率の推計結果

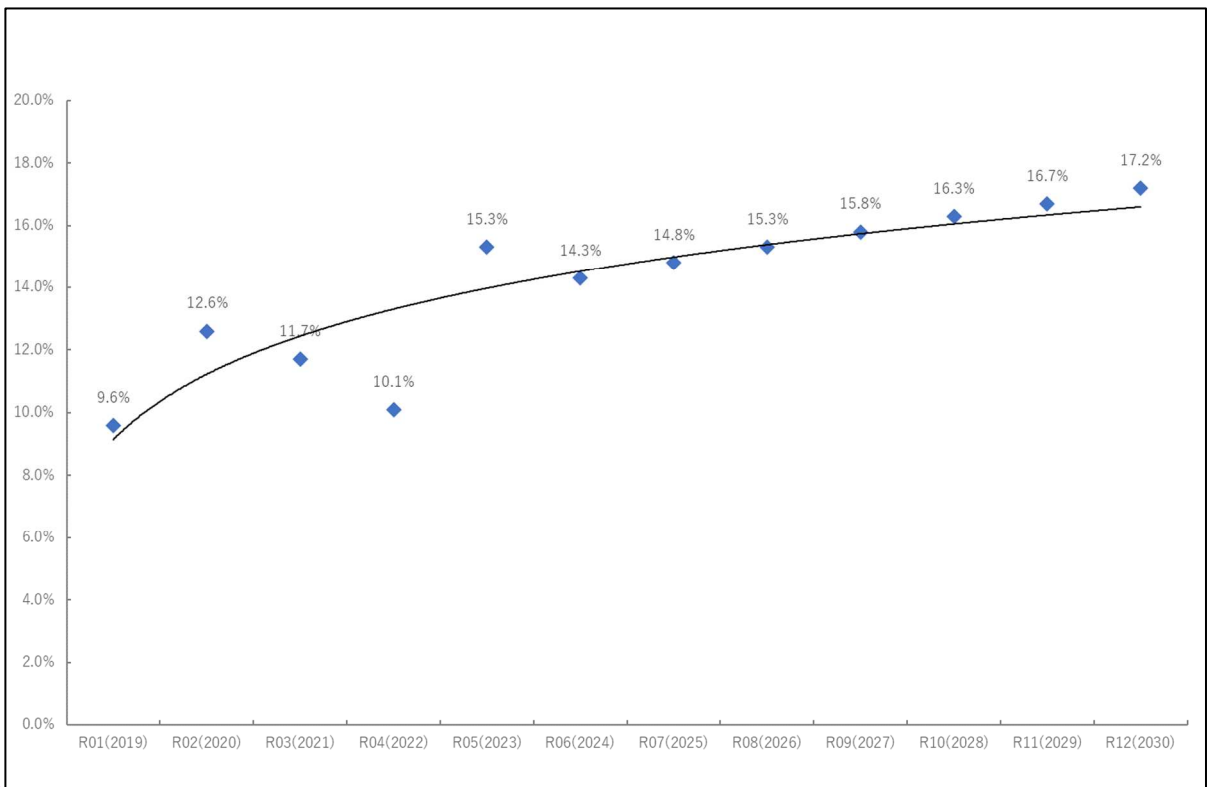


図 57 最終処分率の推計結果

区分	年度	総排出量 (t)	リサイクル率 (%)	リサイクル量 (t)	最終処分率 (%)	最終処分量 (t)
実績値	R01(2019)	6,306	16.9%	1,063	9.6%	603
	R02(2020)	5,949	15.7%	932	12.6%	750
	R03(2021)	5,959	15.7%	938	11.7%	698
	R04(2022)	5,852	13.8%	809	10.1%	593
	R05(2023)	5,387	13.6%	731	15.3%	823
推計値	R06(2024)	5,261	13.5%	735	14.3%	752
	R07(2025)	5,141	13.2%	706	14.8%	763
	R08(2026)	5,038	12.9%	680	15.3%	772
	R09(2027)	4,951	12.7%	658	15.8%	781
	R10(2028)	4,847	12.5%	638	16.3%	788
	R11(2029)	4,757	12.3%	620	16.7%	795
	R12(2030)	4,659	12.1%	603	17.2%	801

表 23 一般廃棄物のリサイクル率及び最終処分率の推計結果

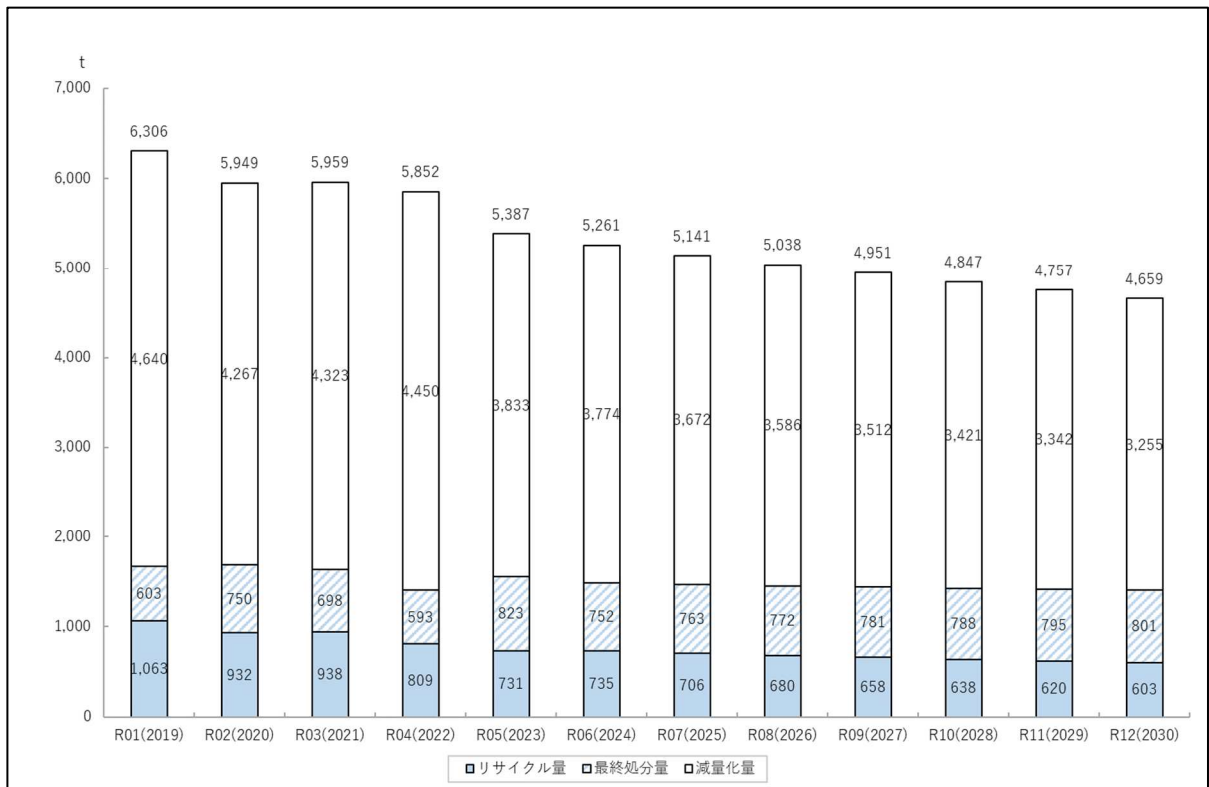


図 58 一般廃棄物のリサイクル量及び最終処分量の推計結果

3 目標値の設定

令和5(2023)年度における長野県の県民1人1日当たりのごみ排出量は770グラムであり、長野県は1人1日当たりのごみ排出量が少ない都道府県(令和5(2023)年度全国第4位)となっている。長野県全体としては、ごみの排出量及び最終処分量は減少傾向にあるが、長野県循環型社会づくり推進計画では、更に高みを目指した目標値を設定している。

本計画の上位計画に位置する県計画の目標値達成のためには、県下市町村一丸となって取り組まなければならないため、本計画においても県の考え方に追随し、次のとおり目標値を設定する。

	R12(2030)年度 推計値	R12(2030)年度 目標値	考え方
1人1日当たりのごみ排出量	787 g	740 g	全国最少水準同等の排出量を目指す。 (R5(2023)年度全国最少：749 g)
総排出量	4,659 t	4,378 t	1人1日当たりごみ排出量740 g × 人口推計 × 年間日数 (R5(2023)年度比約18.7%削減)
リサイクル率	12.1%	25.0%	排出量の減少下でも資源回収量の増加を図り、全国トップ3水準(R5(2023)年度全国3位：24.9%)を目指す。
最終処分量	801 t	669 t	再資源化を推進し、総排出量と同程度の削減(約18.7%)を目指す。

表 24 本計画における数値目標と考え方

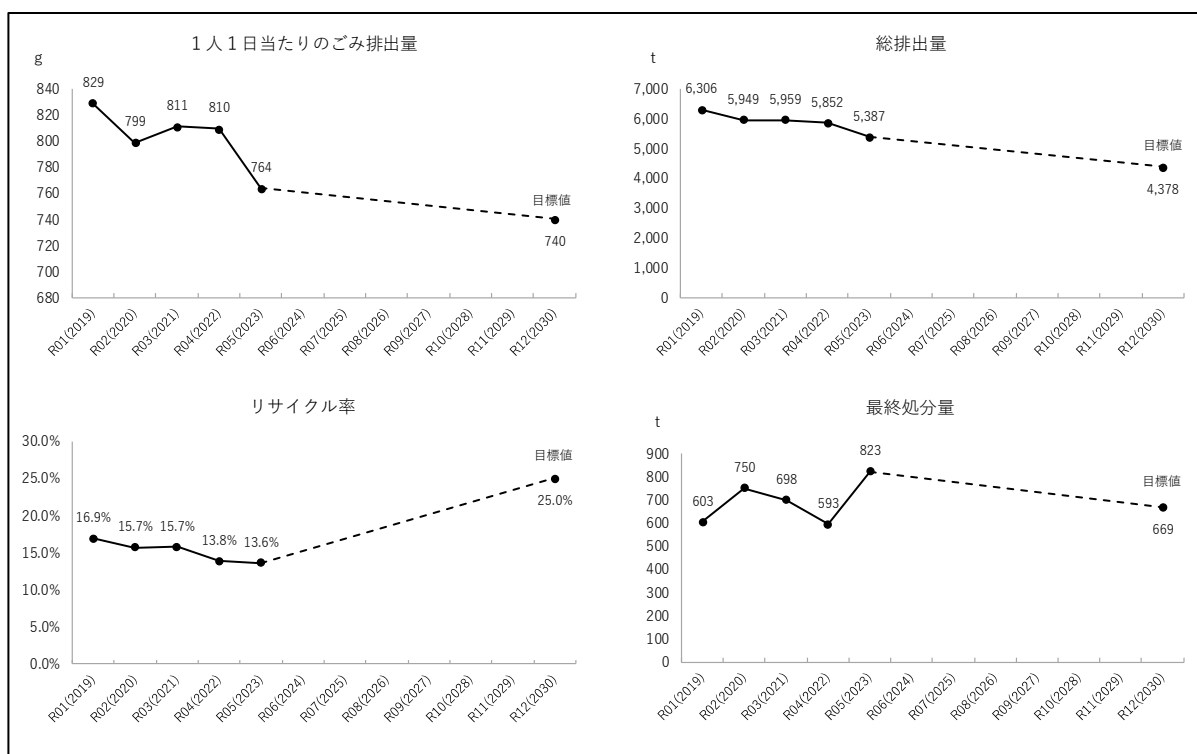


図 59 一般廃棄物処理に関する実績値及び目標値

4 施策の展開

本計画の目標値を達成するためには、ごみに対する意識を根底から変えるとともに、従来の延長線上の取組を抜本的に見直さなければならない。

このため、SDGsの目標12「つくる責任 つかう責任」の11のターゲットも踏まえ、目標達成と並行し資源の効率的・循環的な有効利用の実現に向け、本計画の基本方針に則した4Rの工程ごとに施策を展開していくこととする。

No.	概要	キーワード	関連する4R
12.1	持続可能な消費と生産の枠組み	10年計画の実施	基盤
12.2	天然資源の効率的な利用	天然資源の持続的管理	リデュース・リプレイス
12.3	小売・消費・生産での食料廃棄削減	食品ロスの削減	リデュース
12.4	化学物質や廃棄物の適正管理	化学物質の適正管理	リサイクル
12.5	廃棄物の発生防止、再利用、再生利用	廃棄物の削減(4R)	4R全て
12.6	企業の持続可能な取組と報告	企業の報告(ESG)	基盤
12.7	持続可能な公共調達の推進	グリーン購入	リユース・リプレイス
12.8	ライフスタイルに関する情報と意識	意識改革・教育	全般
12.a	途上国の科学技術能力の強化	途上国支援	技術
12.b	持続可能な観光のモニタリング	持続可能な観光	管理
12.c	化石燃料補助金の合理化	化石燃料補助金の見直し	リデュース

表25 SDGsの目標12における11のターゲットと3Rの関連

(1) 発生の抑制 (Reduce: リデュース) – そもそもごみを生み出さない「最強の対策」–

廃棄物の減量化を検討するに当たり、発生抑制は「そもそもごみを生み出さない「最強の対策」」であり、最も環境負荷が低い取組である。

なお、「発生を抑制する」ということは、「我慢して出さない」ことを指すのではなく、不要となったものを廃棄物として排出しなければならないときは、その量を限りなくゼロに近づける必要があることを意味し、従来は出口側に傾注し対策を講じてきたものであるが、入口側の対策に主軸を置くことで「最強の対策」をより強靱化し、究極の「捨てないライフスタイル」への転換を促進していく。

- 日常生活や事業活動に必要なものかの「見定め」
- ごみになるものを「持ち込まない」という「入口で止める」アクション
- 使うあてもないのに「もらえるものはもらっておく」を断ることは、知的な勇気(ごみになる可能性のあるものを家に入れない「水際作戦」)
- 「安ければ買う」という浪費・悪習慣を見直し、「必要なもの」を「必要なだけ」買う
- 食材は買ったら「3きり運動」
 - ✓ 使いきり：食材は使い切る
 - ✓ 食べきり：料理を作りすぎず、残さず食べる
 - ✓ 水きり：生ごみを出す前に水分を絞る
- 買った品物の価値を使い切るのは儉約家である証拠(一つのものを徹底的に使い倒す)

市の取組



- 「捨てないライフスタイル」への転換及び食品ロス削減に向けた情報発信
- 野生鳥獣被害下でも生ごみの自家処理を推進するため、処理器購入費補助金制度の見直しにより普及促進を図るとともに、野生鳥獣対策の両立を早期に実現し「生ごみ出しません宣言」を再誓

(2) 再使用 (Reuse : リユース) - 「捨てる」を「譲る」へ。地域で回すモノの命。

品物の荷姿を変えずに繰り返し使うことは、環境負荷を低減する3Rの取組の中において、とかくエネルギーの消費量が少なく資源を有効活用できる効率的な取組である。

永らく生活をともにした愛着品には敬意を払い、使えるものは再使用というセカンドライフを提供するリユース文化の定着を図っていく。

- 品物が不要になっても、廃棄を優先的に考えない (ワンクッション置く余裕を持つ)
- 品物の立場に立って考える (再使用を成功させる上での「最強のコツ」)

市の取組



- 「捨てる」を「譲る」に変えるため、不用品情報提供「利融通 (リユース) コーナー」や、エコパーク寒川での「リサイクルフェア」等のプラットフォームを通じ、耐久消費財の有効利用を促進
- 「学校制服」を中心とした「学用品リユース」を進め、学用品のワンウェイ廃棄を絶つ

利融通 (リユース) コーナー

利融通 (リユース) コーナーでは、不要な方から入用な方への物品の情報を提供しています。ものの大切さを再認識し、また使える物を再使用 (リユース) することで、ごみを減らし、環境に配慮した循環型社会の形成を目指しましょう。
※ このコーナーは取山市民向けのサービスです。ご利用は取山市民の方に限ります。

利融通コーナーを利用するには

1. 不用品を譲りたい (譲ってほしい) 方は、電子、電話、または以下の電子申請から登録して下さい。
2. 譲られた情報は、ホームページ及び市報に掲載します。掲載期間は原則1ヶ月間です。
3. 掲載された物品の希望者 (又は物品の提供を申し出られた方) があつた場合は、提供者 (又は希望者) を紹介し、当事者間で交渉してください。
4. 市は情報提供のみを行います。物品の引渡しの手配や、引渡し後に生じた問題は当事者間で処理して下さい。
5. 営利目的では利用できません。
6. 取山市外にお住まいの方は利用できません。

ながの電子申請サービスからのお申込み

① 不用品を提供 (譲ります) に登録したい方 (全体が映る写真をスマホ等で撮影してから送ってください)
https://apply.e-tumo.jp/city/iyama-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSec=48240

② 不用品を希望 (譲ってください) に登録したい方
https://apply.e-tumo.jp/city/iyama-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSec=48241

③ 「譲ります」に掲載されている物品が欲しい方 (「番号」と「物品名」を控えてから送ってください)
https://apply.e-tumo.jp/city/iyama-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSec=48248

④ 「譲ってください」に掲載されている物品を譲りたい方 (「番号」と「物品名」を控えてから送ってください)
https://apply.e-tumo.jp/city/iyama-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSec=48250



図 60 お譲り掲示板「リユースコーナー」

図 61 エコパーク寒川リサイクルフェア

(3) 再生利用 (Recycle : リサイクル) - 「捨てる」から「価値」を生むシステムへ

ごみの排出抑制により絶対量を最小限に抑えたうえで、更に再資源化が可能なものだけを選択 (分別) し再生利用することで、天然資源の消費を抑制し、資源の循環利用に繋がっていくことができる。

リサイクルの精度を高めるため、「捨てる」意識を「分ける」に変え、「リサイクル」は「価値を創るプロセス」として、生活動線の中で自然な行為として組み込んでいく。

	今まで	これから
ごみと資源物の分別作業	面倒な義務	市民自らが次の製品を作る「準備」
分別ルール	決まりだから分ける	価値を引き出すために分ける
行政の役割	収集して処理	資源として循環させる

市の取組



- 「プラスチック製容器包装」と「プラスチック使用製品廃棄物」の一括回収の早期実現
- 資源物回収実施店舗の認定制度の創設により
 - ⇒ 認定店舗の公表・周知による行政回収以外での資源物回収量の向上を図る
 - ⇒ 企業のSDGs推進活動を後方支援

なお、市内民間店舗での資源回収量は、本市での統計に含まれておらず「見かけ上の低下」現象が起きていると考えられるため、認定店舗での回収量を把握し、リサイクル率の検証を行うことと併せ、店頭回収と行政回収の連携を強化し、地域全体でのリサイクル率の向上を目指していく。

(4) 代替素材への転換(Replace:リプレース) –身近なものから環境負荷の少ない素材へ–

近年顕在化している気候変動や海洋プラスチック問題等への解決に向けては、廃棄物処理の観点からは、従来の3Rに加え代替素材への転換を図り、資源の持続性を高めていくことが重要とされている。

なお、資源の持続性を念頭に置いた場合、代替素材への転換は「再生可能(Renewable)素材への置換(Replace)」を中心としたものでなければならない。

素材自体が環境面に配慮したものであっても、製造工程や調達方法、廃棄方法に課題がある、使いにくいでは持続性を欠くこととなり、また需給とコストバランスの比較検討も必要となり、LCA^{※19}の観点からの厳格な評価が要求される。

本計画では、日常生活で実践できる身の回りのものから、リプレースを促進していく。

- ▶ ペットボトルからマイボトルへ、プラスチックスポンジをセルロース(植物繊維)製へ
- ▶ 食品ラップをミツロウラップ^{※20}やシリコン蓋へ

市の取組



- ▶ 可燃ごみ指定袋へのバイオマスプラスチック素材の早期導入(化石燃料由来プラスチック原料からの脱却)
- ▶ 公共調達におけるプラスチック代替製品の活用の促進

(5) 適正処理の確保(どうしても使えないものは、環境に負荷をかけず処理する)

上記(1)から(4)の取組を経てもなお排出を避けられないごみについては、市の処理体制を通じて適正処理を図っていく。

なお、平成3(1991)年の法改正により国内全域において廃棄物の不法投棄が禁止され、また平成12(2000)年の法改正にて廃棄物の野外焼却が禁止されたにもかかわらず、なおもこれらの不適正事案が後を絶たない。

廃棄物の適正処理の観点からすると、これら不適正処理は法や道徳に背く厳に否定される行為であり、特に大規模な不法投棄は周辺的生活環境保全上の支障の発生又はそのおそれが懸念されるとともに、行為者不明な場合は、その原状回復に相当の労力と費用を費やさねばならない。

このため、悪質な不適正処理に対しては警察や検察等の捜査機関とも連携を密にし、厳正に対処していく。

^{※19} ライフサイクルアセスメント(LCA: Life Cycle Assessment) 製品やサービスのライフサイクル全体又はその特定の段階における環境負荷を定量的に評価する手法

^{※20} 布にミツロウ(蜜蝋)などを染みこませた食品用ラップ。洗って繰り返し使えるが、熱に弱いため、電子レンジには使用できない

5 分別して排出する一般廃棄物の種類及び区分

家庭や事業所から排出された一般廃棄物の再資源化及び適正処理をしていくため、次のとおり分別区分を定め、計画的な分別収集及び再生利用を進めるものとする。

分別区分		内容	
可燃ごみ		紙くず、プラスチック類（容器包装を除く）、皮・ゴム類、生ごみ、紙おむつ 等	
不燃ごみ		金属類、空き缶等、小型電気製品、陶磁器類、ガラス 等	
危険物		包丁、カミソリ、ナイフ、ライター 等	
有害ごみ		蛍光管、水銀体温計、乾電池 等	
灰		家庭灰	
資源物	ガラスびん	無色	飲食用及び化粧品の空きびんであって、無色又は透明なもの
		茶色	飲食用及び化粧品の空きびんであって、茶色のもの
		その他	飲食用及び化粧品の空きびんであって、無色透明又は茶色以外のもの
	ペットボトル		飲食用、酒類用、しょうゆ用、調味料が充てんされていたポリエチレンテレフタレート製の容器であって、「PET-1」の表示があるもの
	プラスチック製容器包装		上記以外のプラスチック製容器包装
	プラスチック使用製品廃棄物		原材料の全てにプラスチックが使用されたプラスチック製品廃棄物で38品目のもの
	古紙	新聞紙	新聞紙
		雑誌	雑誌
		段ボール	段ボール
		紙パック	牛乳パック等、内側が白いもの
その他		雑がみ等の類い	

表 26 分別排出して収集する一般廃棄物の種類及び分別区分

6 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

(1) 収集及び運搬を実施する者に関する基本的事項

ア 家庭系ごみ及び資源物

市民が一般廃棄物処理計画に基づき分別し、ごみ等集積施設へ排出したものの収集及び運搬については、市の委託業者により行うものとする。

イ 事業所から排出される事業系一般廃棄物

事業所から排出される事業系一般廃棄物の収集及び運搬については、排出事業者自ら若しくは法第7条第1項の許可を受けた既存の許可業者により行うものとする。

また、許可業者ごとの地理的分担区分については、法第7条第2項の更新申請の審査の都度に決定する。

なお、小規模事業者が一般廃棄物処理計画に基づき分別し、ごみ等集積施設へ排出したものについては、上記ア同様に市の委託業者により行うものとする。

ウ 臨時的に発生する粗大ごみ等

臨時的に発生するごみ及びごみ等集積施設に排出できない粗大ごみ等については、排出者自ら運搬若しくは既存の許可業者により収集及び運搬を行うものとする。

(2) 収集及び運搬の許可に関する事項

ア 家庭系ごみ及び資源物

一般家庭及び小規模事業所から排出される通常のごみの収集及び運搬については、市の委託業者により行うため、新規の許可は行わない。

イ 事業所から排出される事業系一般廃棄物

事業所から排出される事業系一般廃棄物の発生量を踏まえると、既存の許可業者の処理能力で十分賄えており、収集又は運搬上困難でないため、新規の許可は行わない。また、臨時的に発生する粗大ごみ等についても同様とする。

ウ 許可に関して考慮すべき事項

一般廃棄物の処理は地方自治法第2条第3項、法第4条第1項、第6条及び第6条の2等により市町村の責務とされ、独自の責任と義務で行うべきであり、許可業者の処理は市町村の処理を補完し、生活環境保全上の基礎となるものとして、その適正な処理が継続的かつ安定的に確保される必要がある。

なお、一般廃棄物処理業の許可又は更新の許可の判断に当たっては、その申請者の能力の適否を含め、一定の区域における一般廃棄物の処理がその発生量に応じた需給状況の下において、当該区域の全体にわたって適正に行われるか否かを審査することが求められており、需給均衡と既存の許可業者への影響が考慮事項となる。

このため、法第7条第5項第2号の許可要件についての判断に当たっては、申請区域内における既存の許可業者による適正処理が継続的かつ安定的に確保されるよう、その区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者への影響を適切に考慮することとする。

平成 26(2014)年 1月 28日 最高裁第三小法廷判決

「一般廃棄物処理業許可取得等、損害賠償請求事件」判決理由抜粋

- ③ 「市町村から、一定の区域につき既に一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者がいる場合に、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可又は更新が、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響についての適切な考慮を欠くものであるならば、許可業者の濫立により需給の均衡が損なわれ、その経営が悪化して事業の適性な運営が害され、これにより当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものといえる。」
- ④ 「一般廃棄物処理計画との適合性等に係る許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、その申請に係る区域における一般廃棄物処理業の適性な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められるというべきである。」
- ⑤ 「市町村長から一定の区域につき既に廃棄物処理法第7条に基づく一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可処分又は更新許可処分において、その取消を求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する。」

(3) 処分又は再生を実施する者に関する事項

- ア (1)アからウに掲げる一般廃棄物（プラスチック製容器包装、古紙及び古着を除く）については、岳北広域行政組合のごみ処理施設にて中間処理又は保管を行うとともに、中間処理後の焼却灰については、岳北広域行政組合のエコパーク寒川最終処分場にて埋立処分を行う。
- イ プラスチック製容器包装の中間処理及び特定分別基準適合物の保管については、民間事業者へ委託して行う。

- ウ 古紙については、市の委託業者により選別・圧縮梱包を行う。
- エ 古着については、市の保管施設にて保管後、市の委託業者により再生等を行う。

(4) 処分又は再生の許可に関する事項

- ア 一般家庭から排出されるごみの処分業については、岳北広域行政組合のごみ処理施設において適正に処理する体制が確保されているため、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、新規の許可は行わない。
- イ 事業所等から排出されるごみの処分業については、ごみの資源化を目的として処分業を営む場合であって、適正な処理が確実である場合は、ごみの種類を限定して許可を行うものとする。

なお、許可に当たっては、当該処分の計画が周辺地域の生活環境の保全及び住民の福祉の増進に配慮されたものであるほか、資源化物の性状を適合させるべき標準的な規格があること等、当該資源化物の性状が利用者の需要に適合していることを判断するに足る条件が整備され、資源化物の利用が見込まれること等から判断するものとする。
- ウ 上記ア及びイに該当する場合を除くごみの処分は、岳北広域行政組合のごみ処理施設において適正処理が困難となっていないため、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、新規の許可は行わない。

7 その他ごみの処理に関して必要な事項

(1) 不法投棄・不適正処理対策

不法投棄等の不適正処理については、4(5)で触れたとおりであるが、具体的に次の対策等を講じていくものとする。

ア 不法投棄等の現状と対応

近年、道路沿道への空き缶等の投げ捨てだけでなく、山林や空き地等には大型のごみ、家庭の一般ごみ等、多種多様なごみが投棄され、市民の環境保全意識の高まりから、以前から投棄されていたものを含めた通報件数が増加している。

不法投棄防止のための定期的なパトロールの実施のほか、投棄があった場合には、調査を実施のうえ投棄者を特定し、自主回収や注意を促している。

イ 不適正処理防止対策等の推進

不法投棄や不適正処理については、早期に発見し、対処することで生活環境保全上の支障の発生を防除できることから、次のとおり対策を講じていく。

- (ア) 県の委嘱を受けた不法投棄防止連絡員との連携により、監視体制の充実を図る。
- (イ) 市民からの情報提供が得られやすいように「不法投棄 110 番」を設置する。
- (ウ) 散乱ごみ防止対策として、各集落での環境美化運動を促進する。
- (エ) ごみの野外焼却や自己所有地へのごみの放置等が環境に与える影響を周知するなど、不適正処理の防止についての啓発活動を推進する。

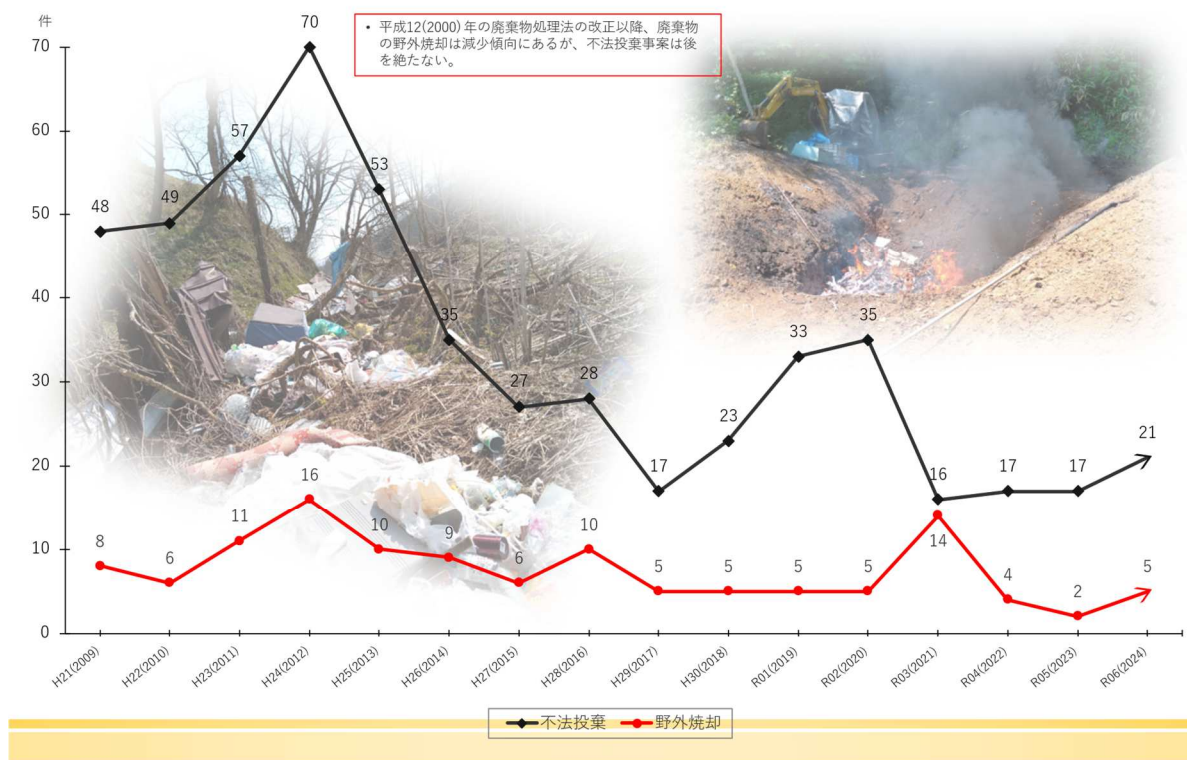


図 62 廃棄物の不法投棄及び野外焼却対応件数の推移

(2) 事業系一般廃棄物の適正処理について

住民の日常生活から生ずる一般廃棄物については、市の委託業者により収集運搬され、その他臨時的に発生する一般廃棄物、粗大ごみ及び事業系一般廃棄物については、既存の許可業者により収集運搬され、いずれもエコパーク寒川において適正処理されている。

なお、法第3条第1項に規定する「事業活動に伴って生じた廃棄物」とは、当該廃棄物が一般廃棄物であるか産業廃棄物であるかを問わないものであり、同項における事業者の「自らの責任において適正に処理する原則」は、当該廃棄物が一般廃棄物である場合は市町村の処理責任の下でなるべく自らの手で処理するように努めるほか、一般廃棄物処理計画に従い、市町村の行う処理に協力すること、市町村の指示を受けることを意味する。

このため、きのこ栽培業から排出される廃培地（廃菌床）については、その量が多量であることから、排出事業者自らが令第3条の一般廃棄物処理基準に準じ、堆肥化及び飼料化並びに乾燥等の自家処理を行い、生活環境保全上の支障が生じないよう適正に処理するものとし、事業者自らの自家処理が困難な場合若しくは生活環境保全上の支障が生ずるおそれのあるときは、法第6条の2第5項に従って、排出事業者に対し必要な措置を指示するものとする。

(3) 災害廃棄物対策

近年、大規模な地震災害や台風等集中豪雨による水害等の非常災害が頻発しており、これに伴う多量の廃棄物の処理が課題とされている。

非常災害により生じた廃棄物（災害廃棄物）は一般廃棄物であることから、市町村がその処理責任を有し、その適正な処理を確保するためには、より実効性の高い計画の立案が求められる。

このため、災害廃棄物処理の基本的な方針については別途策定するものとし、非常災害発災時における災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を目指すものとする。